

社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会活動計画 2009-2013



平成21年3月



岩手県社会福祉協議会

Iwate Prefectural Council of Social Welfare.

～豊かな福祉社会の実現を目指して～



誰もが住み慣れた家庭や地域の中で、自分らしい生き方を全うできる、人間としてよりより豊かに生きることができる地域社会を創ることは県民すべての願いです。

岩手県社会福祉協議会は、この願いのもと、平成18年12月には「岩手県社会福祉協議会中・長期経営計画」いわゆる「県社協中・長期ビジョン」を策定し、市町村社会福祉協議会、民生委員・児童委員、社会福祉事業関係者、NPO等幅広い関係者との連携・協働もとに、地域福祉の推進に努めてまいりました。

しかしながら、地域においては、急速な少子・高齢化や過疎化の進行などにより、地域の連帯感が希薄化し、住民相互の助け合いなどの地域コミュニティ機能が低下してきている一方で、一人暮らし高齢者や認知症高齢者等が増加し、高齢者の介護や見守り等の日常生活支援、孤独死や自殺の防止、障がい者の自立、子育て、その他の公的な福祉サービスだけでは解決できない多様な生活課題が生じており、対応が急務となっています。

また、このたびの世界的な不況をめぐる雇用情勢の悪化等により、貧困の問題、セーフティネットの整備も改めて大きな課題となっています。

こうしたことから、平成20年度に「県社協中・長期ビジョン」の中期事業計画が最終年度となる機会を捉えて、改めて、本会を取り巻く情勢やこれまでの活動計画の達成状況等を総括し、本会の基本理念・方針、基本的な役割等を問い直し、特に、公的サービスだけでは対応できない地域の多様な生活課題への対応や住民の福祉活動と公的サービスの連携・協働の促進など、住民と行政の協働による「新たな支え合い」（共助）の創造を指向する「岩手県社会福祉協議会活動計画2009～2013」を策定いたしました。

この活動計画は、このほど県が策定した「岩手県地域福祉支援計画」と言わば車の両輪をなすものであり、本計画により行政とも協働して、本会の基本理念とする『地域福祉を推進し、誰もが住み慣れた家庭や地域で、共に支えあい、自分らしく、安心して生活することができる、豊かな福祉社会の実現』を目指し、各種の事業に積極的に取り組んでまいりますので、皆様の一層のご理解とご支援をお願いいたします。

平成21年3月

社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会長 菅 三郎

目 次

第1章 計画の概要	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の期間	2
3 計画の推進と進行管理	2
第2章 県社協の基本理念、基本方針、基本的な役割	3
第3章 県社協を取り巻く状況	5
1 社会や暮らしの動向	5
2 全国社会福祉協議会の動向	7
3 岩手県の各種計画の動向	10
4 市町村社協の動向	12
5 県社協に対する評価とパブリック・コメント結果	13
6 県社協の内部評価（セルフアセスメント）	16
第4章 計画の基本的考え方	17
1 計画の重点目標	17
2 施策の基本方向	17
3 主要指標	19
4 財政見通し	20
第5章 実施計画	22
◇ 実施計画の事業体系	22
1 岩手県民の生活を支える地域福祉の推進	23
2 福祉サービス利用者の支援	32
3 市町村社会福祉協議会活動の支援	33
4 社会福祉事業者等の支援	35
5 福祉人材の育成・支援	39
6 地域福祉を実現するための活動基盤の強化	46
第6章 資料編	49
1 県社協の活動根拠	49
2 県社協の役割	49
3 県社協の組織	50
4 これまでの県社協の計画	51
5 県社協計画の見直し	53

1 計画策定の趣旨

- 岩手県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）は、平成15年度に「岩手県社協の今後のあり方」（改革方針）、平成17年度に「岩手県社会福祉協議会の改革方針」（第2次改革方針）、を策定するとともに、平成18年12月には、このあり方・改革方針を「基本計画編」と位置付け、①中期事業計画書、②財政将来ビジョン、③事務局組織見直しの基本的方向という3部構成の「実施計画編」を加えて「社会福祉法人岩手県社会福祉協議会中・長期経営計画書」いわゆる「県社協中・長期ビジョン」を策定し、事業を推進するとともに財政及び組織体制の改革に取り組んできました。
- この間、少子高齢化の進行と従来の安心システムの変容、地域社会の変化、さらには利用者本位、市町村中心の仕組み等の福祉・医療制度改革が進められる中で、地域には多様な福祉課題があり、公的なサービスだけでは対応できない生活課題に対応すべく地域における「新たな支え合い」の確立など、地域福祉の意義と役割について「地域社会の再生の軸としての福祉」に位置付け、住民と行政の協働による新しい福祉が問題提起されるなど、国レベルで地域福祉や社会福祉協議会のあり方が研究・論議されてきています。
- 一方、岩手県においては、本県の今後の地域福祉推進の理念、基本方針を定め、市町村、民間団体等の地域福祉活動の方向を示す「岩手県地域福祉支援計画」を策定し推進することとしており、その策定に県社協も地域懇談会の開催等住民参画による策定に協力してきました。
- 平成20年度に県社協中・長期ビジョンにおける中期事業計画が最終年度になることから、県社協を取り巻く情勢等を踏まえながら、これまでの県社協の活動計画の達成状況等を分析・評価し、平成21年度以降の新たな活動計画を策定することとしました。

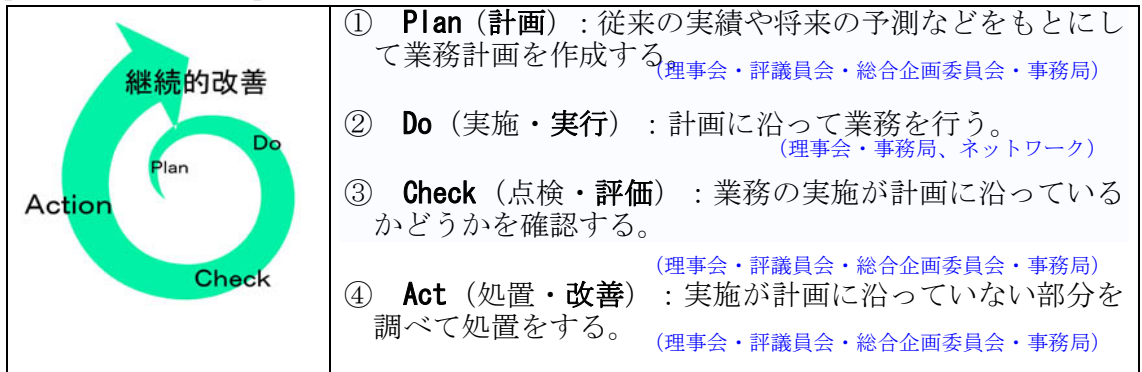
2 計画の期間

平成21年度から平成25年度（2009～2013）までの5か年計画とします。

3 計画の推進と進行管理

- この計画の推進に当たっては、県、市町村の行政をはじめとして、県民や市町村社会福祉協議・事業者等の一体的な取組みが必要です。このため総合企画委員会、各種種別協議会等の場を通じて県民等の意向を反映させるとともに、関係機関、団体等と連携を図りながら各種の取組みを推進します。
- 計画の実効性を確保し、地域福祉の推進状況が県民や関係者にわかりやすく具体的に伝えられるよう、予め主要な成果の姿・目標を設定し推進します。
- 計画の着実な推進に努めながらも、計画を硬直なものせず、その時点、時点で最良と考えられる方策を選択し、柔軟に課題に対応するとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。

【PDCAサイクル】



第2章 県社協の基本理念、基本方針、基本的な役割

1 基本理念

本会は、

**『地域福祉を推進し、誰もが住み慣れた家庭や地域で、共に支えあい、
自分らしく、安心して生活することができる、豊かな福祉社会の実現』**

に貢献します。

【説明】

- 誰もが人間としてより豊かに生きることができる地域社会を創ることは県民すべての願いです。
- 誰もが自らの意思と力で個性あふれる人生を、住み慣れた家庭や地域社会で安心して送ることができる社会が望まれています。
- 障がいの有無や年齢を問わず、誰もが地域社会を構成する一員として自立した日常生活を営み、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会が与えられ、自己実現を図ることができるような社会こそ、今、私たちが求める真に豊かな福祉社会です。
- このような豊かな福祉社会は、福祉サービスや施策の充実とともに、一人ひとりの県民の、自らの人生を主体的に切り開く自立と自助の営みを基礎としつつ、共に生きる人間として、互いに尊厳を認め合い、共に支えあう精神（こころ）と行動によって、創造されていくものと考えます。
- このような観点から、本会は、幅広い関係者との連携、協働のもとに、「地域福祉を推進し、誰もが住み慣れた家庭や地域で、共に支えあい、自分らしく、安心して生活することができる豊かな福祉社会の実現」に貢献することを、基本理念とするものです。

2 基本方針（行動指針）

私たちは、

- 1 常にお客様の立場に立ち、社会環境の変化に即応する事業に挑戦します。
- 2 幅広い関係者との連携・協働を進めます。
- 3 経営基盤の強化・刷新に向けた改革を進めます。
- 4 他人を思いやる優しい心、高い専門性、強い責任感を持ち、常に向上・発展します。

【説明】

- 私たちのお客様は、県民、福祉サービス利用者、市町村社会福祉協議会、民生委員・児童委員、保健福祉機関・団体・事業所、社会福祉事業従事者は勿論ですが、行政、自治会、町内会、NPO法人、企業など幅広く、いわゆるビジネスパートナーでもあります。
- 私たちは、地域福祉の推進に取り組んできましたが、県民の願いを実現するために、これまで以上に、お客様でもあるパートナーの方々と連携を深め、協働による地域福祉を推進するなど、福祉でまちづくり（コミュニティ再生）に挑戦する必要があります。
- そのため、職員の意識改革やスキルアップを図り、経営基盤を強化する取組みなどによる組織機能を強化し、積極的に新しい支えあいによる事業開発やパートナーとの協働・提携に取組み、お客様の信頼を高め、お客様とともに理念の実現に取り組む「県社協」を目指します。

（注） 「お客様」については、マネジメント用語の「顧客 customer」の意味で使用しており、組織が成果をあげることによって、満足を与えることができる相手（サービスの対象者）のことです。非営利組織においては、二種類の顧客があり、その「第一の顧客」は組織の活動により生活が改善される人々であり、もう一つは「支援してくれる顧客」で、ボランティア、メンバー、資金提供者、委託先など、活動を行うことによって満足を得る人々のことであるとされています。

3 基本的な役割

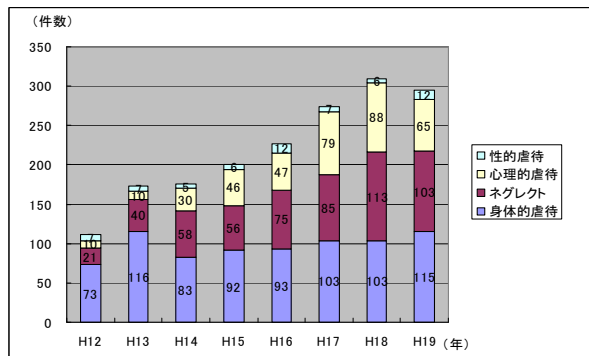
本会の基本理念の実現に向けて、以下の取り組みを行います。

- (1) 多様な生活課題を掲げる全ての人々に対し、良質な福祉サービスの提供とともに、自己決定を基本とした適切なサービス利用を支援する体制整備を進めます。
- (2) ボランティア活動の振興、NPO・ボランティア活動との連携、支援を図り、協働による住民主体の地域づくりを進めます。
- (3) 県民の皆様には社会福祉への理解と参加を働きかけるとともに、その制度やサービスについてのわかりやすい情報提供を進めます。
- (4) 豊かな福祉社会づくりのため、市町村社会福祉協議会の経営を支援するとともに、福祉、保健、医療、教育、労働等の多様な組織、機関等との連携、協働によるネットワークづくりを進めます。
- (5) 国、県、市町村に対し、福祉サービス利用者の声と現場実践を踏まえた提言を行い、よりよい福祉制度づくりを進めます。
- (6) 福祉サービス事業者に対し、ともにめざすべき方向性を明らかにするとともに経営基盤の確立、経営改善に向けた支援を進めます。
- (7) 福祉従事者に対し、その専門性を高めることを支援するため、良質な研修事業の実施とともに多様な情報提供を進め、福祉・介護の仕事に関心を持っている方に対しは、職場を体験する機会を提供し、人材の参入を促進します。

1 社会や暮らしの動向

(1) 少子化の動向

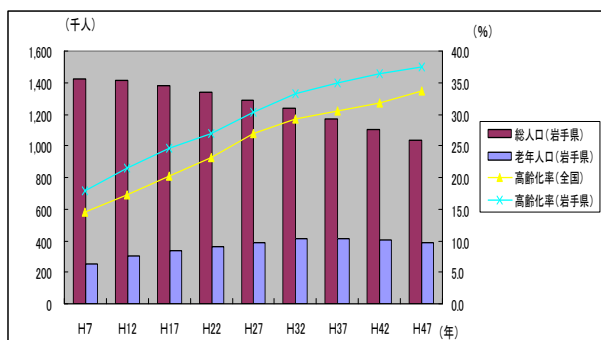
- 合計特殊出生率は、昭和30年には3.01（全国2.37）であったものが、平成19年には1.39（全国1.34）となっており、ほぼ一貫して低下傾向にあり、過去最低の水準になっています。
- また、少子化が進むなか、子育て支援等の問題も深刻になっており、児童虐待相談件数は6年間で約3倍に増えています。



(児童虐待件数：岩手県福祉総合相談センター調べ)

(2) 高齢化の動向

- 65歳以上の高齢者人口は、平成19年の35万1千人から平成27年には39万人となり、高齢化率も25.8%（全国6位）から30.3%に上昇し、県民の約3人に1人が65歳以上という超高齢社会を迎えると予想されています。
- 高齢社会の進展に伴い、本県においても認知症高齢者数が予想を上回るペースで増加しており、平成19年度末では、約4万7千人となっています。



(都道府県別将来推計人口 (平成19年5月推計))

- 介護保険状況調査（要介護・要支援者の5%）によると3割程度の方が「やや高い」又は「高い」と感じていますが、平成21年度以降の介護報酬は3%程度、保険料とともに引上げられます。

また、今後の生活の場については、ほとんどの方が「今の住まい」に住み続けることを望んでいます。

①居宅の介護保険利用料について

- ・ちょうど良い 44.6%
- ・高い/やや高い 28.7%
- ・安い/やや安い 14.7%
- ・わからない/無回答 12.0%

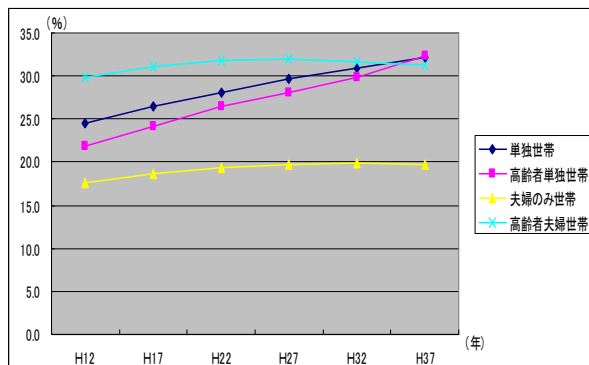
②今後の生活の場について

- ・今の住まいが良い 78.5%
- ・今の住まいを改修したい 6.8%
- ・施設等に入所したい 7.2%
- ・賃貸その他 3.5%
- ・わからない/無回答 4.1%

(①及び②共に県長寿社会課 (平成20年11月) 調べ)

- 県内の高齢者単独世帯の全世帯に占める割合は、平成12年度は22%余りでしたが、平成37年度には33%余りとなり、3世帯に1世帯が高齢者単独世帯となるものと見込まれています。

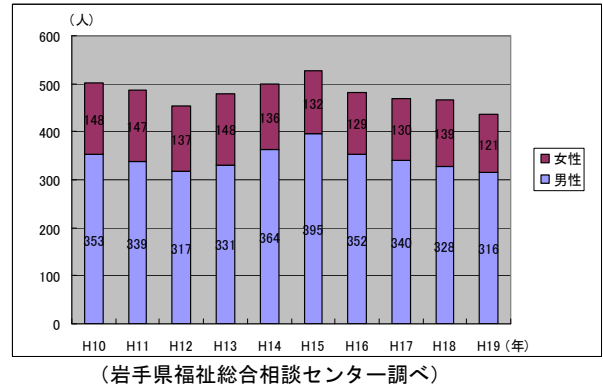
家族の介護力や地域コミュニティ機能の低下が深刻になってきており、特に、過疎化が深刻な本県では、地域の実情に応じた支えあい、安否確認システムづくりが急務となっています。



(都道府県別将来推計人口 (平成19年5月推計))

(3) 自殺者の推移

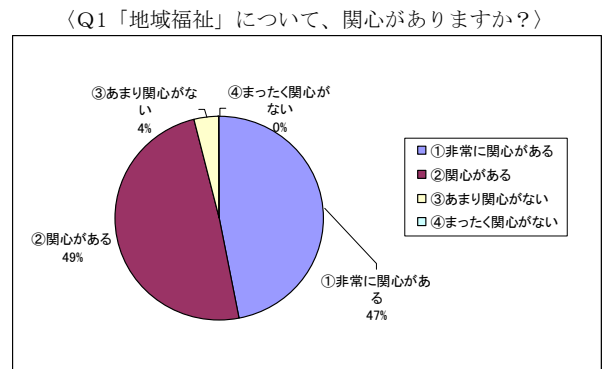
- 平成18年の県内自殺率は、34.2人(対人口10万人)で全国2位になっています。
- 県は、官民の関係団体で構成する県自殺予防対策推進協議会を設置し、各分野で取り組む具体的な行動計画を、自殺対策アクションプランにまとめ、自殺対策に取り組んでいます。
- 県民の自殺防止意識も高まってきており、自殺予防の輪が広がってきています。



(4) 県民の地域福祉に関する意識

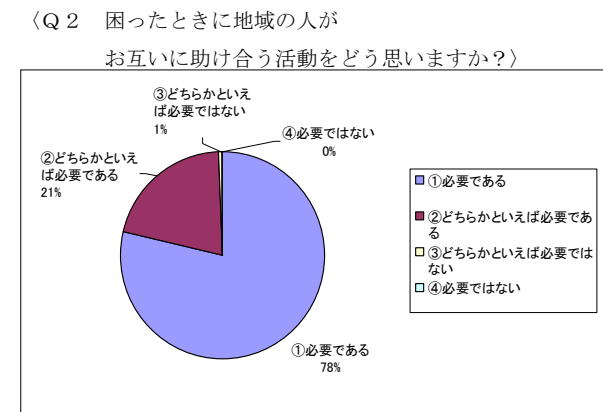
- 県民の「地域福祉」についての関心(Q1)については、96%の方が「関心がある」又は「非常に関心がある」となっています。
- この県民の関心を「福祉でまちづくり(コミュニティ再生)」につなげる工夫が必要になっています。

(岩手県銀河系モニター アンケート調査(H19))



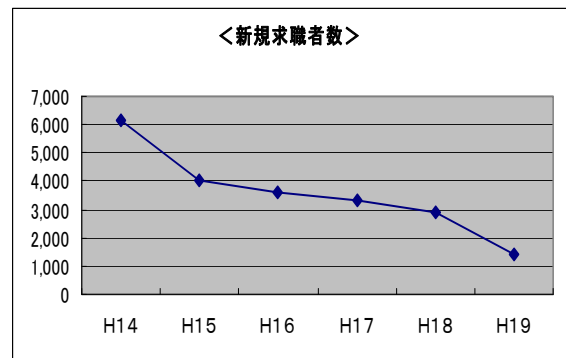
- また、困ったときに地域の人がお互いに助け合う活動をどう思うかについては、「必要である」と答えた方が78%、「どちらかといえば必要である」21%を加えると、ほとんどの方が必要性を感じている。
- 県民の「お互い助け合う活動」の風土を大きく育てる必要があります。

(岩手県銀河系モニター アンケート調査(H19))



(5) 福祉人材の動向

- 昨今の急速な景気後退による雇用情勢の悪化に伴い、新たな人材確保のため他分野からの福祉・介護への就業促進のための取組みが求められています。
- 本県においても全国と同様の傾向にあり、右図のとおり求職者数が大幅に減っており、平成19年度の介護職員の離職率は13.0%となっており、福祉の仕事に関する県民の理解促進を図り、就労体験の実施によるきめ細かなサポートに加え、事業者に対する魅力ある職場づくりなどのセミナーの開催等積極的な福祉人材確保対策が必要になっています。



(中央人材センター調べ：岩手県の求職者の年次推移)

2 全国社会福祉協議会等の動向

- 全国社会福祉協議会は、事業や組織のあり方を大幅に見直すことを決め、「社協ネットワークの中央組織」、「社会福祉活動のナショナルセンター」としての機能拡充を重点方針に掲げ、政策提言や調査研究、広報活動を強化し、「政策委員会」や「社会福祉国民会議」を新たに設置するなど、時代の要請に応える「アクティブな全社協」への転換を目指すこととしています。（平成 20 年 10 月 27 日公表）

(1) 社会福祉を取り巻く環境変化と社会協議会の現状

- 経済・社会情勢の変化と社会保障・社会福祉の動向
→ 少子高齢化の進行、地域コミュニティの崩壊、持続可能な社会保障システムの構築 等
- 今後の社会福祉の展望
→ 社会福祉の対象、対象領域の拡大、市町村に役割拡大、競争原理の浸透、福祉人材の確保難 等
- 社会福祉協議会の現状
→ 財政基盤の不安定化、認知度の低さ、社協の独自性や存在意義の明確化と発信の必要性 等

(2) 社会福祉協議会の存在意義、基本的役割と今日的課題

- 社協の特性や強みを活かした事業・活動の追及～社協にしかできないことは何か
→ 公的サービスで対応できない地域の多様な生活課題への対応、住民の福祉活動と公的サービスの連携・協働促進
- 各段階における社協の基本的役割
→ 市区町村社協、都道府県社協、指定都市社協に期待される役割の整理
- 社協ネットワークの意義の再確認と機能強化の必要性
→ 方向性の明確化・共有、ネットワークを生かした事業開発や人材育成、社会に向けての情報発信

(3) 環境変化を踏まえた全社協の理念、使命

全社協の理念

本会は、
地域福祉の推進を担う社会福祉協議会の全国ネットワークの中央組織として、
幅広い関係者との連携・協働のもと、
高い公益性とともに民間法人としての自主性、創造性を発揮し、
・誰もが安心して生活を送ることができる住民主体の「地域社会づくり」、
・福祉サービスの発展充実と利用者支援体制の整備、
・住民の理解と参加の促進による福祉文化の振興、
に取り組み、豊かな福祉社会を実現することをその理念とする。

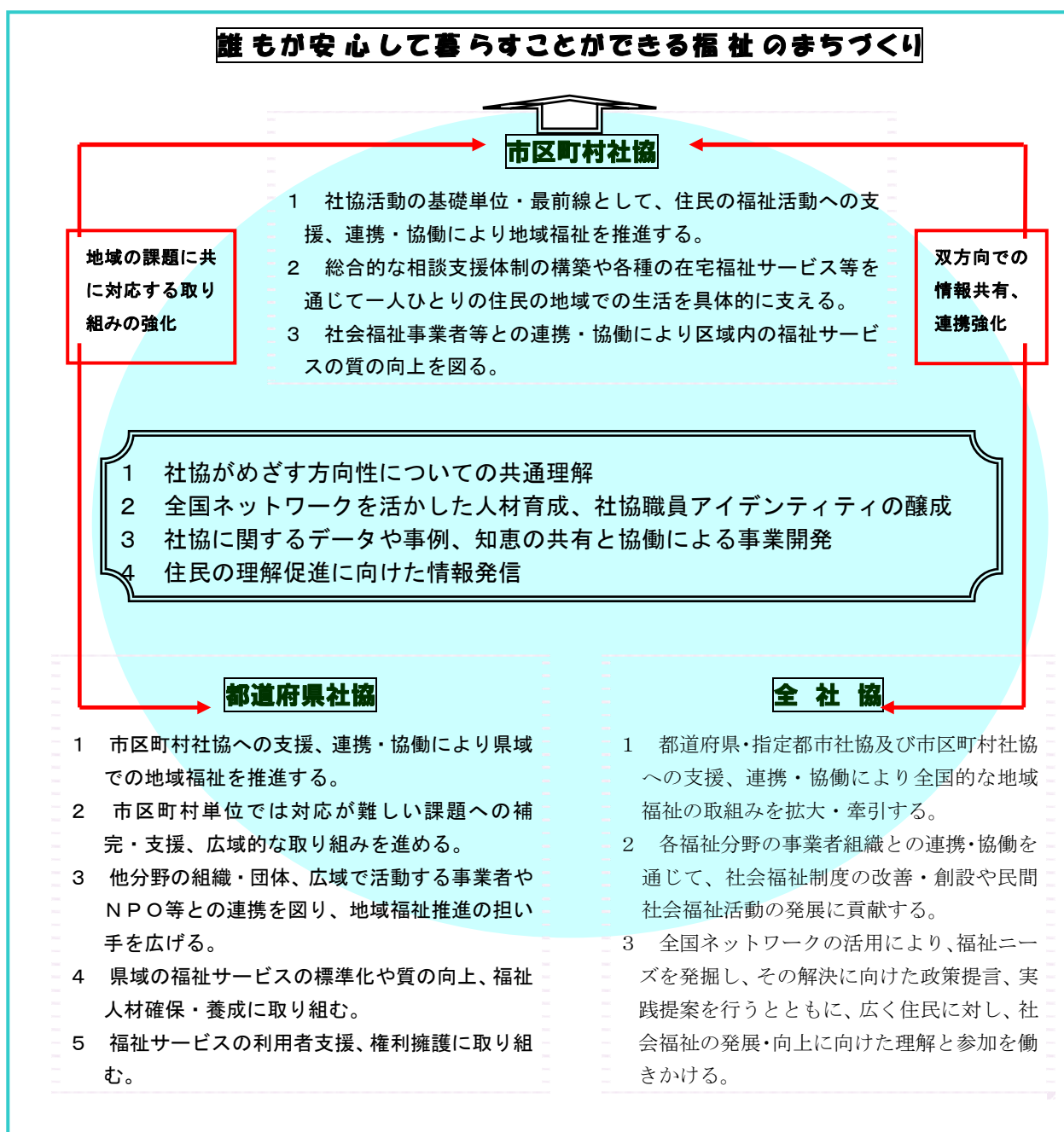
全社協の使命

- 理念を実現するために全社協自らが果たすべき基本的な役割を対象別に提示
 1. 良質な福祉サービスの提供、サービス利用支援の体制整備⇒福祉サービス利用者
 2. ボランティア・市民活動の振興、住民主体の地域社会づくり⇒福祉の担い手たる（地域）住民
 3. 社会福祉への理解と参加の働きかけ、情報提供⇒すべての住民
 4. 多様な組織、機関等との連携、協働による福祉ネットワークづくり⇒社会の多様な団体
 5. 国、地方自治体への提言、よりよい福祉制度づくり⇒立法府、行政府、地方自治体
 6. 福祉サービスの質の向上など、めざすべき方向性の明確化、経営支援⇒福祉サービス事業者
 7. 福祉従事者の専門性を高めるための支援、研修の実施、情報提供⇒福祉従事者
 8. 社会福祉に関する民間分野での国際交流、国際支援活動⇒海外社会福祉関係者

（出典：全社協「アクティブな全社協をめざして～時代の要請に応える全社協事業・組織のあり方」（概要）

(4) 全国社会福祉協議会における社会福祉協議会のあり方

- 全国社会福祉協議会総合企画委員会第1分科会において、全社協、都道府県社協、市区町村社協が、「地域福祉をともにすすめる社会福祉協議会全国ネットワークの強化に向けて」と題して、各段階の役割と全国ネットワークの推進について、次のように報告しています。

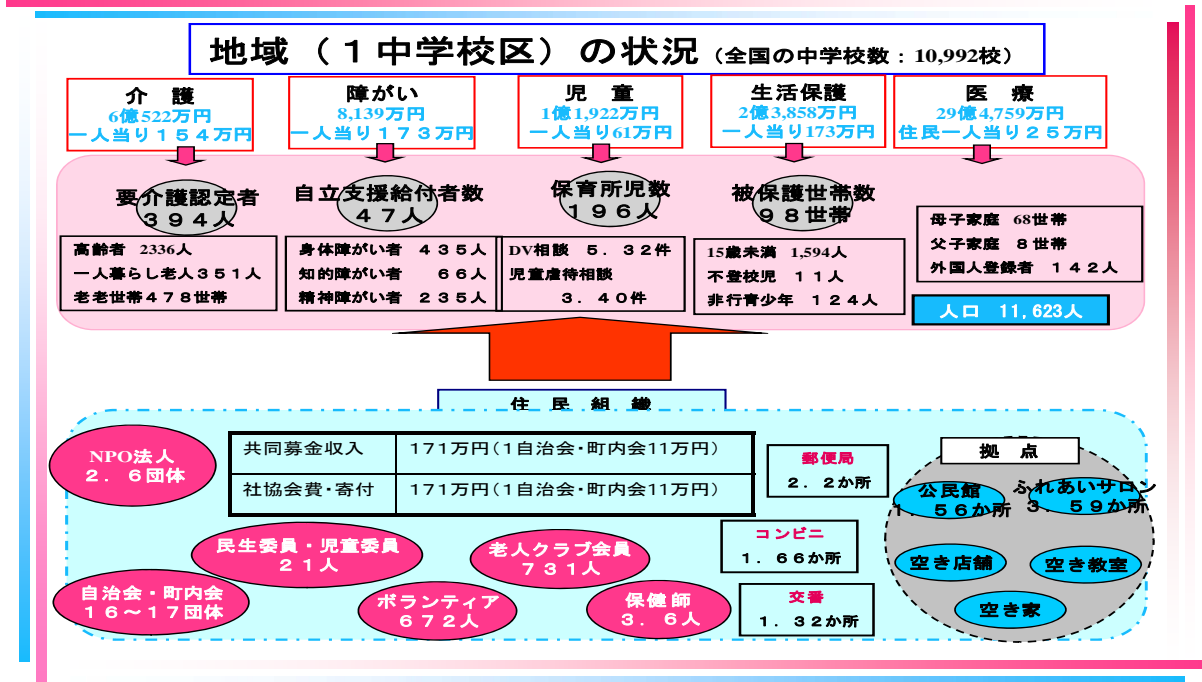


(出典：全社協総合企画委員会第1分科会報告「都道府県・指定都市社協の経営支援、市区町村社協との連携強化について」、現状・課題、指定都市社協の役割等一部割愛)

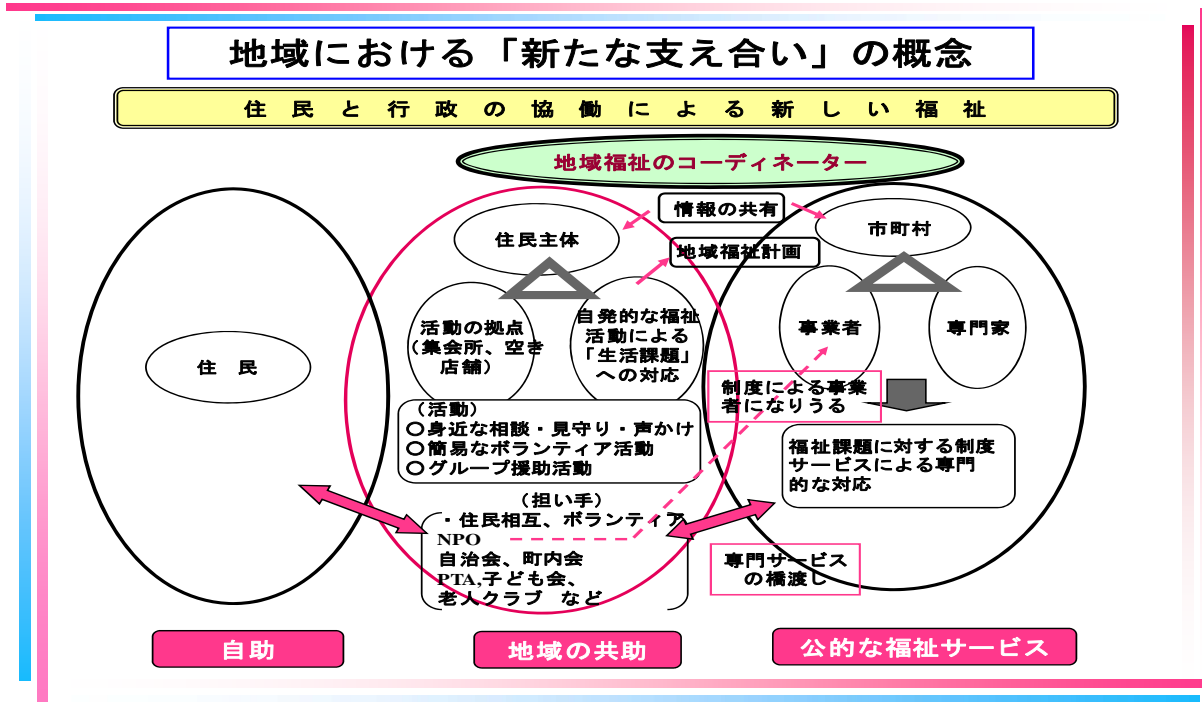
全国的に展開されている社協活動のネットワークを発展させ
「岩手県社協」は、市町村社協への支援、連携・協働により、
地域福祉を推進します。

(5) 地域福祉のあり方

- 厚生労働省社会・援護局長の下に設置された「これからの地域福祉のあり方に関する研究会（座長：大橋謙策日本社会事業大学学長）」が、報告書『地域における「新たな支え合い」を求めて—住民と行政の協働による新しい福祉—』を公表しました。（平成20年3月31日）
- この報告では、地域の状況（1中学校区）を次表のように分析しつつ、地域には、現行の仕組みでは対応しきれていない多様な生活課題があり、これらに対応する考え方として、地域福祉をこれからの福祉施策に位置付ける必要があると提言しています。



- また、地域における「新たな支え合い」を、次のような概念図に表わし提言するとともに、地域福祉のコーディネーター（コミュニティソーシャルワーカー）の重要性を指摘しています。



（研究会報告書「1. 地域における「新たな支え合い」（共助）を確立する」の章関連資料を引用）

3 岩手県の各種計画の動向

ア 岩手県地域福祉支援計画（2009～2013）

- 県、市町村の行政による地域福祉（支援）計画策定に呼応し、行政と一体的に地域福祉を推進する動きが、大きなうねりになってきています。

イ 児童虐待防止アクションプラン（2008～2010）

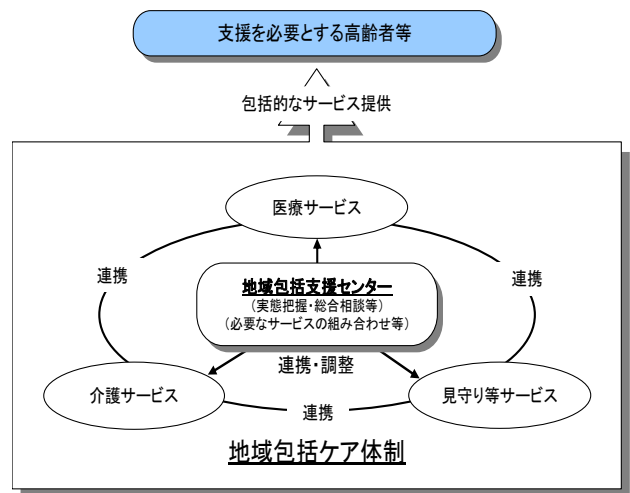
- 児童虐待に歯止めをかけるため、県民、県、市町村、児童福祉関係機関・施設等が緊密な連携のもと、虐待の未然防止から早期発見、早期対応、再発防止にいたる一環した施策や活動を的確に実施するための関係機関等が担う役割等を行動計画として策定しています。

- 各地で、高齢者による見守り活動やボランティアによる子育て支援が展開されています。



ウ いきいきプラン 2009～2011（岩手県第4期介護保険事業支援計画）

- 介護保険サービスは質、量とも飛躍的に進展してきていますが、住み慣れた地域（在宅）で安心して暮らすために、各市町村介護保険事業計画が第4期（平成21年度～平成23年度）の見直しが行われており、地域の包括ケア体制づくりを推進しています。



- 介護療養病床の廃止、福祉人材確保などの大きな課題がありますが、県社協は、福祉事業者、事業従事者への支援、在宅の福祉サービス利用者の生活支援などこれまで以上の役割が期待されています。

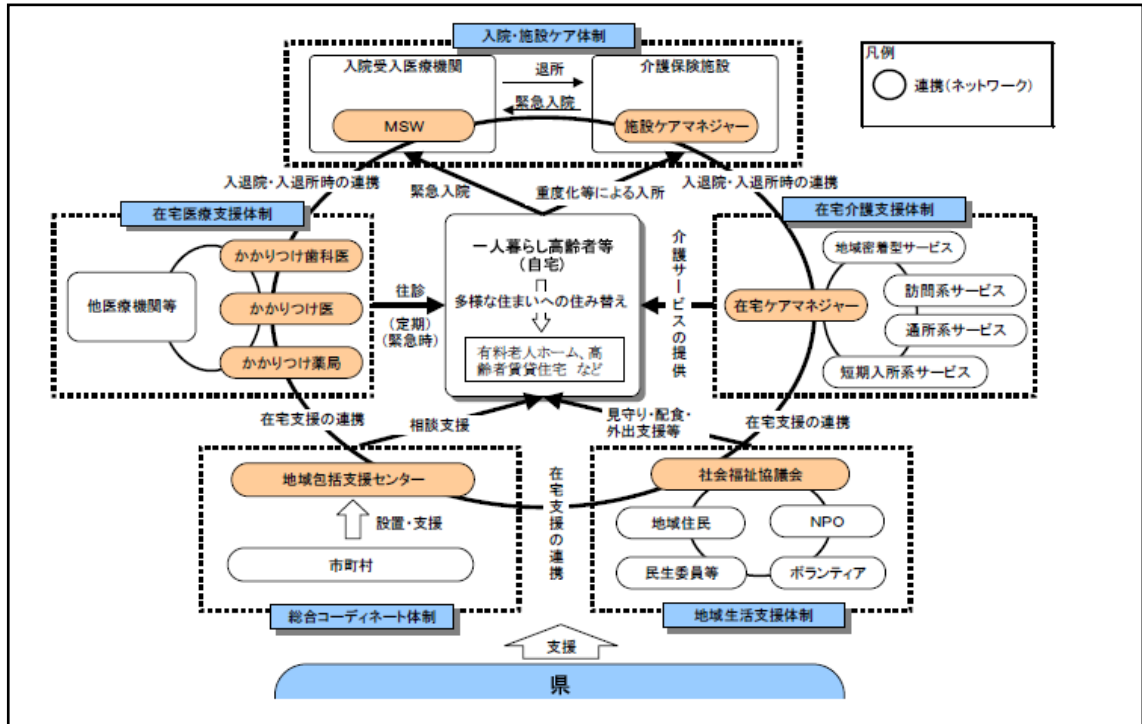
- 県においては、県民一人ひとりが認知症を正しく理解し、認知症の方が安心して生活できるよう社会全体で支えていく環境づくりを推進するため、県民、事業者、関係団体、行政等が相互に連携し推進するための行動指針を策定しています。

〈認知症対策アクションプランの概要〉



- 進展する高齢化社会の中で、高齢者の状態像に応じた包括的な地域ケア体制整備構想を県が策定していますが、社会福祉協議会には見守り、配食、外出支援等の新たな支え合いの確立を求めています。

〈岩手県の地域ケア体制整備構想〉



エ 岩手県障がい者プラン・岩手県障がい者工賃倍増5か年計画

○ 障害者自立支援法の理念に基づく地域生活移行等、自立支援に向けた体制整備が進められていますが、地域で安心して暮らせる体制づくりは始ったばかりです。

○ 県は授産施設で働く障がい者が自立した生活が送れるよう月額平均工賃を13,848円から27,700円に倍増すべく「工賃引き上げ計画」を策定しています。

〈計画の対象事業所と平均工賃月額（平成18年度）〉

対象事業所の種別	事業所数	平均工賃月額
就労継続支援B型	14	20,822円
身体障がい者授産施設	22	18,050円
知的障がい者授産施設	41	12,807円
精神障がい者授産施設	8	17,078円
地域活動支援センター・作業所	33	9,887円
全事業所平均		13,848円

これらの状況を踏まえ、障害者福祉協議会には、現状分析、制度提案、実情に即した体制づくり等の推進役が期待されています。

オ ひとにやさしいまちづくり条例、指針の見直し

○ 一部の人びとを対象とする「バリアフリー」から多様な人々を対象とする「ユニバーサルデザイン」の考え方に見直しされましたが、県社協は、この考え方を指定管理している福祉交流施設「ふれあいランド岩手」の運営や実施する全ての事業や活動に取入れ、ひとにやさしいまちづくりの推進に先導的役割を果たしていく必要があります。

カ 岩手県防災計画

○ 県社協は災害救助法の適用を受けるような災害時には、災害ボランティアセンターを設置し、被災者支援活動を行う役割があります。

これまでの、本県を襲った災害時には、被災市町村社協と連携し、災害ボランティア活動を行ってきていますが、さらに関係機関・団体等との連携体制を強化する必要があります。

- 平成 20 年 6 月 14 日と 7 月 24 日に発生した震度 6 を超える地震災害では、県社協内部に災害対策本部を設置し、職員を派遣し被災市町村社協への支援を行いました。特に、「岩手・宮城内陸地震」においては、全国的な災害支援団体と連携し、現在も地震災害復興に努力している新潟県の柏崎市からボランティアコーディネーターの派遣や災害ボランティア活動支援プロジェクト会議からの見舞品の提供などの支援調整、さらには、配食サービスへの帯同、ふれあいサロンの活用による心のケアへの協力などに努めてきました。

〈岩手・宮城内陸地震 奥州市社協災害救援ボランティアセンター活動一覧〉(6/18~7/31)

活動内容	活動件数	ボランティア人数	災害救援ボランティアセンターの主な活動 ○ 被災世帯への困りごと支援 ・屋内外の片づけ ・引越しの手伝い ・断水世帯への飲料水の運搬 ・入浴施設への送迎 ・コインランドリーへの送迎 ・一人暮らし高齢者向け見舞品「うるうるパック」の準備・配送 ○ 被災者のこころのケア支援 ・保健師や栄養士の協力を得て、被災者のこころのケアなどを行った「ふれあい・いきいきサロン」(延べ 17 回開催、延べ 256 名参加)への運営協力 ・配食サービスなどを通じて、一人暮らし高齢者の話し相手、困りごとと把握など
困りごとへの支援	144 人	147 人	
こころのケア支援	565 人	270 人	
電話相談、その他	619 人	—	
合計	1,328 人	417 人	

4 市町村社協の動向

- 市町村社協の「地域福祉活動計画」策定を進め、行政と一体となった地域福祉の推進が求められています。

〈地域福祉計画・地域福祉活動計画策定状況〉(調査基準日：平成 20 年 6 月 1 日)

市町村の地域福祉計画			市町村社協の地域福祉活動計画		
策定済	策定予定	策定予定なし	策定済	策定予定	策定予定なし
10 市町村	10 市町村	17 市町村	10 社協	12 社協	15 社協

(注) 策定済の市町村で計画期間満了により策定予定にも計上されており、総市町村数とイコールにならない。

- 各市町村社協においては、それぞれの地域の実情に応じ、様々な県民の生活を支える活動を行っていますが、その内容には相違があります。

〈地域福祉活動の状況〉(調査基準日：平成 20 年 6 月 1 日)

①世帯社協会費 ・年 200 円～1500 円と幅があり、うち 21 社協は年 1,000 円となっている。	②配食サービス ・昼食 20 社協 ・夕食 7 社協 ・利用者負担 @200～1,050 円 ・月 1 回～毎日	③会食サービス ・昼食 14 社協 ・夕食 — ・利用者負担 @ 0～1,000 円 ・年 1 回～月 2 回	④送迎サービス ・実施 24 社協 ・うち無償 6 社協 ・利用人数合計 3,125 人	⑤見守り活動 ・実施 24 社協 ・見守りネット総数 5,482 ネット (うち一人暮らし高齢者) 6,047 人	⑥ふれあいいきいきサロン ・実施 28 社協 ・1,302 か所
⑦ふれあい子供サロン ・実施 17 社協 ・27 か所 (・他団体数 122 団体)	⑧介護保険 ・介護給付事業 27 社協 ・介護予防給付 26 社協 ・地域包括支援センター 4 社協	⑨障害者自立支援 ・介護給付事業 25 社協 ・訓練等給付事業 4 社協	⑩在宅福祉サービス ・ホームヘルプ 15 社協 ・生きがいデイ 15 社協 ・福祉用具貸与 22 社協	⑪社会福祉施設運営 ・運営 31 社協 (主な内訳) 老人入所 2 社協 老人通所 28 社協 児童館・児童センター 33 社協	⑫心配ごと相談 ・実施 32 社協 ・実施回数 年 1～2 回 月 1～2 回 週 1 回 など

(注) サービスの実施財源は、市町村の委託・補助による場合、社協自主財源による場合及び両者併用による場合があります。

5 県社協に対する評価とパブリック・コメント結果

- 本会の活動計画策定にあたっては、広く県民に意見を求め、また活動の最も重要なパートナーである市町村社会福祉協議会に対しましては書面で意見を求めました。

(注1) 一部市町村社会福祉協議会には直接訪問し、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会会長及び事務局長さんと懇談し意見等を聴取しました。

(注2) パブリック・コメントは、平成21年1月28日から2月20日の間に関係機関等に文書で紹介するとともに本会のホームページに掲載するなどにより実施しました。

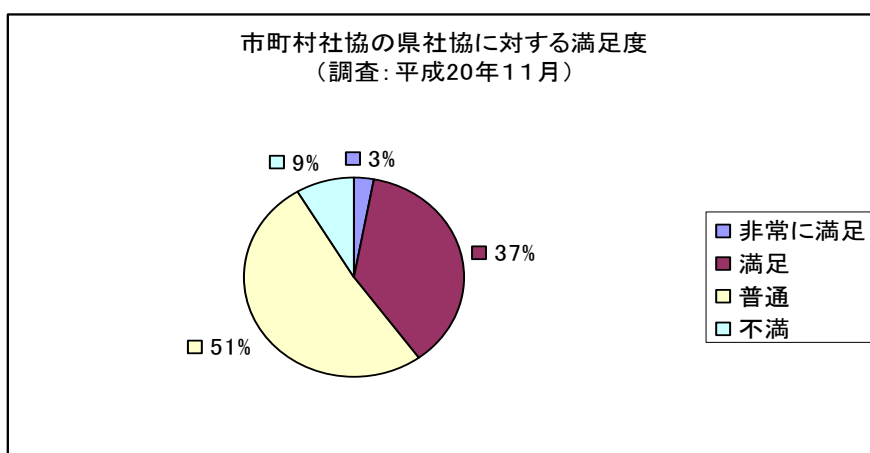
- 一般県民の方からの意見はありませんでしたが、市町村社会福祉協議会に対する調査結果やその他の会員からの意見は以下のとおりでした。
- これらの意見は、本活動計画に反映させるとともに、直ちに明文化や事業化できないものにおいても、提言内容を今後の事業の展開に生かしていけるよう努めていきます。

(1) 市町村社会福祉協議会

県内の市町村社会福祉協議会に対して、平成20年11月に本会に対する評価や期待等を書面で調査したところ、次のような結果となっています。

ア 総合評価

- 市町村社会福祉協議会の本会に対する総合評価は、次表のとおり概ね高い評価をいただいているとも言えますが、「不満」(9%)との評価の内容の中に今後の活動への提言、配慮が必要な指摘がありました。



- 「不満」の具体的な内容は、次のとおりであり今後の事業の展開等に十分に配慮していく必要がある提言をいただいています。

a 研修会について

- ・全社協と同じ内容のものある。毎年開催しなくても良いものがある。

b 連携等について

- ・市町村社会福祉協議会に足をもっと運ぶこと。
- ・調査依頼の結果がどのように活用されているか見えない。調査にあたっては調査日数を十分に配慮すること。
- ・各市町村社協会長から積極的に意見を聞くこと。

c 事業について

- ・事業実施後の成果の検証がなされていない。
- ・県との関係も大事であるが、市町村社協に常に目を向けて一緒に歩む姿勢がほしい。

イ 期待する事業等

- 本会へ期待する事業等については、次のとおりでした。本活動計画への反映状況は意見欄の右欄に付記していますが、具体的に反映や事業化として明記できないものがありますが、今後の事業展開等配慮していきます。

市町村社会福祉協議会からの意見等	活動計画への反映等
・福祉の拠点施設、総合福祉センターの修繕や耐震補強等リフォーム改善整備に係る財政支援	⇒民間助成制度説明会の開催等により支援
・日常生活自立支援事業のあり方を早期に検討	⇒実施計画に反映
・県社協役員と市町村役職員との懇談	⇒事業展開で反映
・多くの職員が交流できる研修会の開催	⇒研修の総合化、体系化
・実践的な委員会の立ち上げ	⇒事業展開で反映
・市町村社協の経営分析による経営指導	⇒実施計画に反映
・介護保険事業の経営に関する研修、セミナーの開催	⇒実施計画に反映
・職員資質向上研修、人事交流	⇒実施計画に反映
・社会福祉協議会に関する全県的なPR	⇒事業展開で反映
・市町村社会福祉協議会活動計画の2次、3次の計画策定への指導(実態に即した指導)	⇒事業展開で反映
・市町村行政への理解を得られるような働きかけ	⇒事業展開で反映
・市町村社協を支援する仕組みを盛り込んだ事業	⇒実施計画に反映
・市町村社協職員の待遇改善に関する取り組み	⇒事業展開で反映
・人材を育成するための研修	⇒実施計画に反映
・課題別に対応した役員研修	⇒事業展開で反映
・小地域見守り活動に関する全県規模の事業所への県社協による参加要請	⇒実施計画に反映
・地域福祉支援のみならず地域医療推進への尽力	⇒事業展開で反映
・調査、分析に基づいて市町村社協への助言や行政への活発提言	⇒実施計画に反映
・市町村社協への方向性を岩手の特性を踏まえて位置付け	⇒事業展開で反映
・各社協が抱えている課題に対応した協議の場づくり	⇒事業展開で反映
・イコールフィッティング論に対応した経営支援	⇒事業展開で反映
・災害弱者等への対応に係る関係機関の強化	⇒事業展開で反映
意見聴取やパブリック・コメント実施前に寄せられていた意見等	
・市町村社協の合併に対する支援が不十分である。	⇒実施計画に反映
・組織が一般の人びとに十分知られていない。	⇒事業展開で反映
・社会福祉制度が進展し、行政の補完的な仕事を行っているような側面がある。	⇒事業展開で反映
・市町村社協と比べ、住民、福祉サービス利用者との距離がある。	⇒事業展開で反映
・生活に直結する問題への対応機能が弱くなっている。	⇒実施計画に反映
・住民目線で、事業や活動を評価することが必要である。	⇒事業展開で反映
・全国と市町村の中間的な位置にあつて、役割が不明確になりつつある。	⇒事業展開で反映
・補助金削減等による財政状況悪化、職員の減少等により極めて厳しい経営状況にある。	⇒実施計画に反映
・指定管理者制度による施設運営、介護保険事業や障害者自立支援事業運営に関する支援が不十分である。	⇒事業展開で反映
・職員の育成支援を充実してほしい。	⇒実施計画に反映
・日常生活自立支援事業は重要であり、増大するニーズに適切に対応できるよう財源及び仕組み等見直す必要がある。	⇒実施計画に反映

(2) その他の会員の意見

市町村社会福祉協議会以外の団体や会員個人からの意見等については、本活動計画への反映を行うべく整理し、その結果を意見等欄の右欄に付記し積極的に取り組むこととしています。

市町村社会福祉協議会以外の会員の意見等	活動計画への反映等
・「介護の職場は3K」と言われる風評を払拭するための点検・改善の組織的な取組	⇒事業展開で反映
・公的制度に対する行政への提言	⇒事業展開で反映
・介護職員に対するメンタルヘルスに関する調査、取り組み	⇒事業展開で反映
・スキルアップや資格取得のための研修（広域でも）	⇒実施計画に反映
・「新型インフルエンザ」対策の方針又はマニュアルの策定	⇒事業展開で反映
・スプリンクラー設備設置に係る公的助成の確立要望	⇒事業展開の中で検討
・感染症、介護事故等の研修、情報提供・交換	⇒事業展開で反映
・福祉人材センター、福祉専門学校、ハローワーク等との継続的な情報交換等による連携強化	⇒実施計画に反映（福祉人材センターアクションプラン）
・特定課題研修の定員の拡充、種類の充足	⇒事業展開で反映
・県社協の内部評価は再度精査が必要である	⇒反映（一部見直し）
・「基本理念」、「基本目標」、「基本的役割」について前回のものを変えるのであれば活動計画の前に丁寧な説明が必要	⇒計画策定の趣旨の項で説明（全国的にあり方が議論、全面見直しの結論）
・「基本的役割」は標語形式が良い	⇒文書形式が的確に理解されるの結論

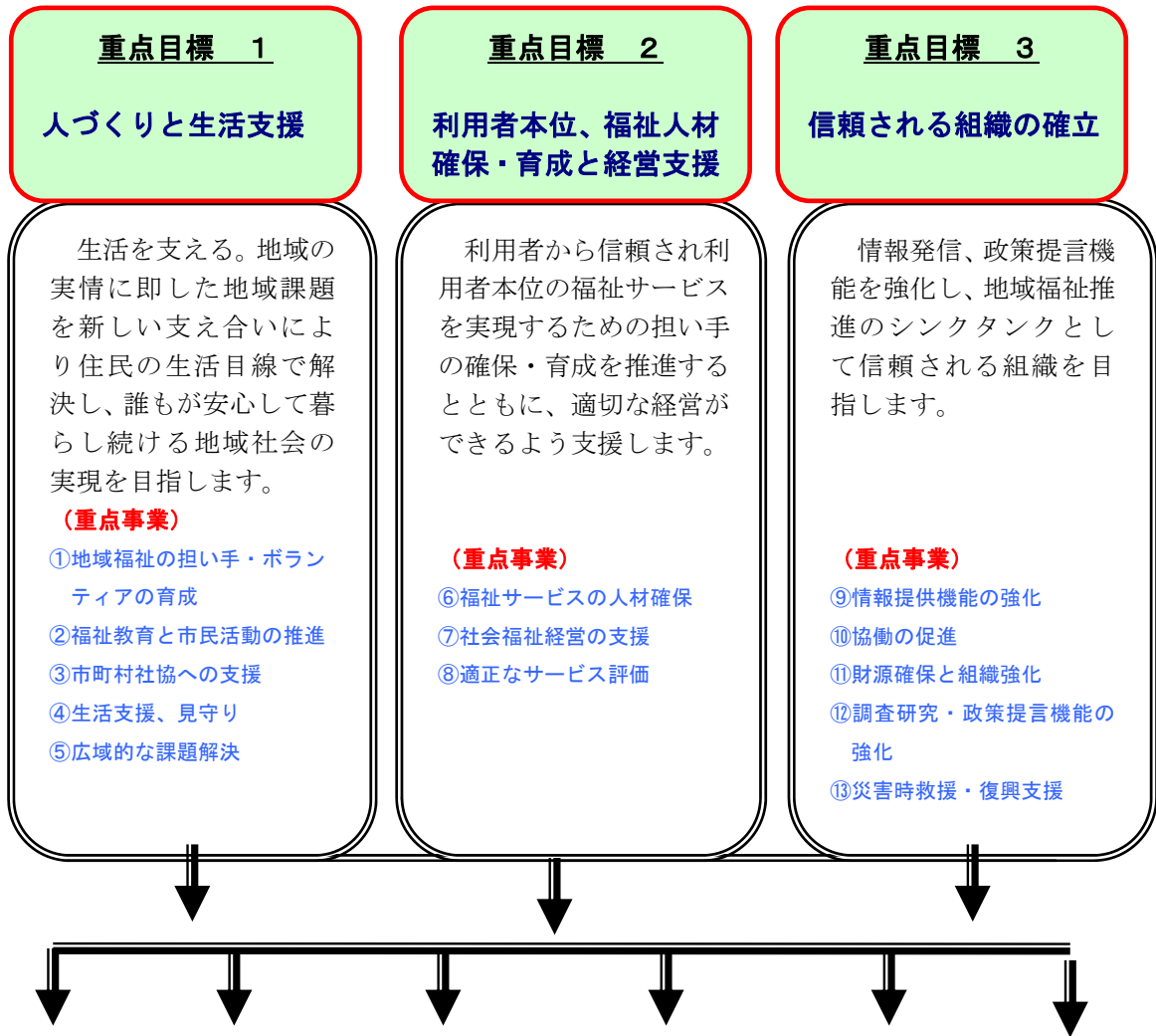
6 県社協の内部評価（セルフアセスメント）

- 活動計画を検討するに当たっては、これまでの計画の進捗状況等を分析評価するとともに、組織を取り巻く現状を正しく認識することが重要です。
本会の現状分析を外部環境分析と内部環境分析の2つに分け、それぞれ分析すると以下の表のようになります。
- この分析結果から、導き出される視点から、本会の理念の実現に向けた具体的な事業の展開や経営基盤の強化に取り組めます。

外部環境分析			
区分	外部環境要因	主な傾向	対応策
機会	少子高齢化、核家族化、引きこもり、終身雇用慣行の変化、非正規雇用の増加、若年層の雇用悪化	従来の安心システムの変容（生活リスクに対し脆弱な世帯の増加）	公的サービスのネットワーク化・協働 新たな支え合いの創出
	市町村の合併	市町村の役割・権限が大 社会福祉協議会も合併 地域差が拡大	市町村社協への支援強化
	地域福祉への関心が大 （岩手・宮城内陸地震）	「お互いに助けあう活動が必要」の意識が高まっている。（78%）	福祉でまちづくり（コミュニティ再生）につなげる必要がある
	急激な景気後退、福祉人材確保が困難、離職率が高率	福祉人材養成校の定員割れ 福祉人材離職率13%	福祉の仕事の理解促進 魅力ある職場づくり 種々の人材確保対策
脅威	国や県の財政環境の悪化（補助金等への依存体質）	行政の影響が大 自立経営が困難	財政基盤の整備や自主財源確保 事務事業の効率化
	社会保障制度改革（持続可能性への不安）	制度改正への対応が脆弱 対応が後手	制度研究による積極提言 情報提供、連携・協働による対応策の研究
	イコールドフィッティング論（NPO法人・市民団体等の台頭）	存在価値が問われる	活動目標を明確にして成果等の情報公開、適切なPR
	「社協の顔が見えない」等県民への周知度が低い	県民に県社協の姿が見えにくい	広報誌やHP等の広報活動、積極的なマスコミ活用

内部環境分析			
区分	内部環境要因	現状の説明	対応策
強み	公共性と透明性を基本	県からの補助金、委託事業等で運営	公的資金を導入し地域福祉の推進（地域コミュニティの再生）
	市町村社協、福祉事業者、従事者等とのネットワーク	市町村社協等への支援、ネットワークを活用した事業展開が可能	市町村社協との緊密な関係の構築に努める
	福祉情報等の要	全国レベルから地域情報まで集積	有意義な情報の収集と発信に努める
弱み	財源の多くを補助金、委託金に依存 指定管理者制度	行政の影響を受けやすい ふれあいランド岩手の指定管理受託	行政との協働、役割分担、機能分担受託 適切な利用動向の把握、サービス提供
	職員育成、資質向上のスキームが不十分	研修等職員育成方策が不確定	職員育成・資質向上のための専門資格取得支援、育成計画の確立、
	公共性を基本原理とするため収益事業に限界	県社協ならではの収益事業の展開	第三者評価事業及び介護サービス情報公表調査事業の精度、信頼の向上

1 計画の重点目標



2 施策の基本方向

【施策の基本方向の考え方】

- 本会が実施する上記①から⑬の重点事業は、「お客様」を次の5つ分野に分類し、常にお客様の立場に立ち、連携・協働を進めながら具体の事業に取り組み、豊かな福祉社会の実現に貢献します。
 - ①岩手県民の生活を支える地域福祉の推進、②福祉サービス利用者への支援、③市町村社会福祉協議会活動への支援、④社会福祉事業者等への支援、⑤福祉人材の育成・支援
- お客様の満足度を高め（連携し）、パートナーとして（協働しながら）地域福祉を推進することにより理念の実現を目指します。
- そのための組織強化に不断の努力を行います。

(1) 岩手県民の生活を支える地域福祉の推進

- 県民の生活を支える地域福祉を推進するためには、地域福祉の担い手の育成、地域の福祉教育やボランティア・住民活動の推進が重要で、公的サービスでは十分対応できない生活上の様々なニーズへの対応や見守りなど、地域の実情に応じた新たな支え合いの創出が必要になっています。
- また、小地域のみでは解決困難な課題には、広域的な観点での問題解決が必要です。
- そのため、福祉活動コーディネーターの育成支援、新しい見守りシステムの開発、権利擁護の推進やふれあいサロンの普及・拡大等に努めます。

(2) 福祉サービス利用者への支援

- 福祉サービスを利用される方々が、サービスを利用することによる苦情や相談を気兼ねなくできる体制の確保を図ると共に、適切なサービスを選択し、利用できるよう情報の提供体制の確立に努めます。

(3) 市町村社会福祉協議会活動への支援

- 社会福祉協議会活動の基礎単位・最前線として、公的サービスでは対応できない地域の多様な生活課題への対応など、住民の福祉活動と公的サービスの連携・協働を促進して、一人ひとりの住民を地域で支えている市町村社会福祉協議会を全国ネットワークで支援し、協働による地域福祉を推進します。

(4) 社会福祉事業者等への支援

- 社会保障制度の改革が進められる等、社会福祉事業の経営環境は大きく変化していますが、社会福祉事業は、地域の福祉の向上、発展にとって必要不可欠な存在であり、健全かつ安定的な経営が求められています。
- 福祉サービスの質の向上、効果的なサービス提供に向けて、社会福祉経営の支援、適正なサービス評価を行うなどのほか、リスクマネジメント、質の向上支援及び政策提言機能の強化によりその支援に努めます。

(5) 福祉人材の育成・支援

- 福祉サービスの担い手である人材確保が困難となっており、信頼される福祉サービスの担い手の育成や福祉人材の総合的な研修体制の確保など、地域の課題等に対応した支援に努めます。

(6) 地域福祉を実現するための活動基盤の強化

- 上記のお客様を支援し、協働して地域福祉を実現するため、本会の情報提供、ネットワーク力、シンクタンクとしてのスキル、調査研究・政策提言及び災害時救援・復興支援等の機能強化を図るための活動基盤（安定財源、組織力）の強化に努めます。

3 主要指標

○ 本会が取組む事業等には活動の指標として、各事業等毎に活動目標を指標化しています。その主なものは本表のとおりです。

指標	ねらい	指標数値				
		H21	H22	H23	H24	H25
① 本会に対する満足度 (現状:「満足」以上が40%)	市町村社協の本会に対する満足度は、「不満」が3%、「普通」が51%、「満足」が37%、「非常に満足」が3%となっており、評価の底上げを図ります。	「不満」を解消し「満足」以上を70%以上に				
		46%	52%	57%	63%	72%
② 日常生活自立支援事業利用者数	認知症等により判断能力が十分でない方の利用者の拡充を図ります。	日常生活自立支援事業の利用者数の拡充				
		690人	710人	731人	754人	777人
③ ふれあいサロン数 (現状 約1,300か所)	高齢者の安否確認、介護予防、自殺予防など様々な効果が期待されるサロンの拡充を図ります	ふれあいサロンの拡充(か所数&内容)				
		拡充				
④ 民間企業社会貢献促進コーディネーター数	毎年度企業コーディネーター数を30企業を目標に民間企業の社会貢献活動を促進します。	企業の社会貢献活動コーディネーター数				
		毎年度 30企業				
⑤ コミュニティソーシャルワーカー育成数	地域に根ざした活動を展開する市町村社会福祉協議会職員の育成を図ります。	コミュニティソーシャルワーカー育成数				
		毎年度 35人				
⑥ 介護サービス情報の公表調査事業所数	対象となる介護事業所の100%調査実施を目指し、介護サービスの利用者の選択に寄与します。	介護サービス情報の公表調査事業所数				
		毎年度 700か所				
⑦ 福祉サービス第三者評価実施施設数	第三者評価受審事業所を拡大し、福祉サービスの質の確保・向上を積極的に支援します。	福祉サービス第三者評価実施施設数				
		25か所	25か所	25か所	30か所	30か所
⑧ 地域福祉活動計画策定市町村社会福祉協議会数	全市町村社会福祉協議会において「地域福祉活動計画」の策定を目指し支援します。	地域福祉活動計画策定市町村社会福祉協議会数				
		9市町村	(拡充)	(拡充)	(拡充)	35市町村
⑨ 中長期計画策定社会福祉法人数	経営計画(中長期計画)策定を促し、社会福祉法人の主体的な経営の確立を支援します。	中長期計画策定社会福祉法人数(策定率80%以上を目標)				
		120法人	140法人	160法人	180法人	200法人
⑩ 退職手当責任準備金保有率	退職手当責任準備金保有率を高め、民間社会福祉事業職員共済事業の安定的運営に努めます。	退職手当責任準備金保有率				
		77.0%	77.5%	78.0%	78.5%	79.0%
⑪ 介護福祉士等修学資金貸付数	修学資金貸付制度の運営により、介護福祉士及び社会福祉士の修学を支援します。	介護福祉士等修学資金貸付数				
		新規貸付開始			貸付計画の見直し	
⑫ 認知症サポーター養成数	ふれあいサロン利用者を対象とした認知症サポーター養成研修を推奨し、サポーター養成に努めます。	認知症サポーター養成数(累計)				
		2,000人	4,000人	6,000人	8,000人	10,000人
⑬ スノーバスターズ参加者数	県内スノーバスターズ活動に中高生を中心とした若年層の参加を促進します。	スノーバスターズ参加者数(累計)				
		1,000人	2,000人	3,000人	4,000人	5,000人
⑭ ふれあいランド岩手の利用者数	これまでの利用者の総数は平成21年度の前半に300万人に達する見込みですが、さらに400万人の利用者を目指しサービス向上に努めます。	ふれあいランド岩手の利用者数(累計)				
		300万人				400万人

4 財政見通し

◇財政見通し試算の考え方◇

一般会計、公益事業特別会計及び生活福祉資金貸付事業特別会計の平成19年度決算をベースに25年度までの財政見通しを試算しています。

試算にあたり、民間社会福祉事業職員共済事業特別会計、介護福祉士等修学資金貸付事業特別会計及び生活福祉資金貸付事業特別会計については、退職金等の給付及び資金の貸付という特殊な会計であることから、当該会計のうち人件費と事務費分についてのみ試算に加えています。

1 収入の考え方

- (1) 会費⇒平成20年度の会費額を据え置き
- (2) 寄付金⇒平成20年度当初予算額と同額
- (3) 補助金⇒平成21年度予算要求額を基本とし、以後同額
- (4) 助成金⇒福利厚生センター事業の加入会員を現状の会員数で試算
- (5) 受託金⇒ふれあいランド岩手の指定管理料と福祉人材センターの受託料は平成21年度予算要求額とし、以後同額で試算（ふれあいランド岩手の指定管理者は平成23年度までの指定となっていますが、平成24年度以降も指定管理者となることを前提として試算）
- (6) 事業収入⇒図書幹旋手数料、広告料収入の増収を見込み、併せて介護サービス情報公表調査事業及び有料研修会を継続的に実施
生活福祉資金貸付事業特別会計の貸付金利息収入等は有利子貸付が減少していることから、収入減として試算
- (7) 共同募金配分金⇒平成20年度と同額
- (8) 負担金⇒民生委員互助共励事業会費と岩手県共同募金会への派遣職員の給与の負担金として平成20年度当初予算額と同額
- (9) 受取利息配当金収入⇒特別会計の生活福祉資金貸付事業及び共済事業の事務費に対応する額

2 支出の考え方

- (1) 人件費⇒定期昇給分を見込む
- (2) 事務費・事業費⇒平成21年度以降1%減
- (3) 分担金⇒全社協への分担金として平成20年度当初予算額と同額
- (4) 助成金⇒平成21年度と同額
- (5) 負担金⇒民生委員互助共励会費負担金等として平成20年度当初予算額と同額
- (6) 固定資産取得支出⇒現在使用している備品を使用することを前提に必要最小限の額
- (7) 退職積立⇒全社協が行う全国社会福祉団体退職積立基金への掛金額

〈財政見通し一覧表〉

区 分	H 1 9 (実績)	H 2 1 (目標)	H 2 2 (目標)	H 2 3 (目標)	H 2 4 (目標)	H 2 5 (目標)
[収入]	750,045	744,920	733,600	730,300	731,500	737,200
会費	44,210	44,947	44,900	44,900	44,900	44,900
寄付金	8,640	4,011	4,000	4,000	4,000	4,000
補助金	184,701	180,197	180,200	180,200	180,200	180,200
助成金	19,408	12,503	12,500	12,500	12,500	12,500
受託金	238,976	240,807	240,800	240,800	240,800	240,800
事業収入	91,605	78,650	81,000	83,400	85,900	88,400
共同募金配分金	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000
負担金	33,758	34,668	35,200	35,200	35,200	35,200
雑収入	3,262	2,773	3,300	3,300	3,300	3,300
受取利息配当金	22,671	21,915	22,000	22,000	22,000	22,000
積立金取崩収入	65,828	113,449	98,700	98,700	98,700	98,700
前年度繰越金収入	25,986	0	0	▲ 5,700	▲ 7,000	▲ 3,800
[支出]	723,275	744,920	739,300	737,300	735,300	733,300
人件費	271,813	287,617	289,000	290,400	291,800	293,200
事務費	136,310	145,544	144,000	142,500	141,000	139,500
事業費	188,385	186,253	184,300	182,400	180,500	178,600
分担金	1,930	1,439	1,400	1,400	1,400	1,400
助成金	15,486	13,966	13,900	13,900	13,900	13,900
負担金	10,176	10,052	10,000	10,000	10,000	10,000
固定資産取得支出	5,154	2,200	500	500	500	500
退職積立	9,374	10,670	10,700	10,700	10,700	10,700
予備費	0	2,454	500	500	500	500
積立預金積立支出	84,647	84,725	85,000	85,000	85,000	85,000
[当該年度末収支差額]	26,770	0	▲ 5,700	▲ 7,000	▲ 3,800	3,900

第5章 実施計画

◇ 実施計画の事業体系

項目	頁	重点事業No.
1 岩手県民の生活を支える地域福祉の推進		
① 新たな地域支え合いシステム創生事業(新規)	23	①～⑥⑩
② 日常生活自立支援事業(継続新規)	25	④⑤
③ 小地域福祉活動再生プロジェクト(継続新規)	26	④⑤⑫
④ 「ICTを活用した高齢者安否確認見守り」システム普及・拡大(新規)	27	③～⑤⑩⑫
⑤ 生活福祉資金貸付事業	28	④
⑥ 地域協働プラットホームシステム普及事業(継続新規)	29	③④⑫
⑦ 自殺予防対策アクションプラン推進事業(継続新規)	30	④⑤⑩
⑧ 地域密着型企業の社会貢献促進支援事業(継続新規)	30	①②
⑨ 地域福祉活動実践力アップ研修事業(新規)	31	①②③⑥
⑩ 企業・事業者向けボランティア出前講座開催等事業	32	①②
2 福祉サービス利用者への支援		
① 福祉サービス苦情解決事業	32	⑧⑨
② 介護サービス情報の公表調査事業	32	⑦⑧⑨
③ 福祉サービス第三者評価事業	33	⑦⑧⑨
3 市町村社会福祉協議会活動への支援		
① 地域福祉活動実践力アップ研修事業(新規:再掲)	33	①②③⑥
② 住民主体の小地域福祉活動推進事業(継続新規)	34	①③④⑩
③ 市町村社会福祉協議会支援事業(継続新規)	35	①③⑤⑫
4 社会福祉事業者等への支援		
① 種別協議会活動推進事業	35	⑤⑦⑨⑩⑫
② 民生委員児童委員協議会活動支援事業	36	①④⑤⑩⑬
③ 各事務受託団体活動支援事業	37	①②④⑤⑩
④ 福祉サービスの質向上推進事業(再掲)	37	⑦⑧⑨
⑤ 社会福祉経営サポート事業	38	⑦⑩⑫
⑥ 福利厚生センター受託事業	38	⑥⑦
⑦ 民間社会福祉事業職員共済事業(継続新規)	38	⑥⑦
5 福祉人材の育成・支援		
① 介護福祉士等修学資金貸付事業(新規)	39	⑥
② 社会福祉事業従事者等研修事業(継続新規)	39	①②⑥⑦
③ 福祉人材センター運営事業(継続新規)	40	⑥⑨⑫
④ 地域密着型企業の社会貢献促進支援事業(再掲)	41	①②
⑤ 地域福祉活動実践力アップ研修事業(再掲)	42	①②③⑥
⑥ 中高生防災ボランティア育成プロジェクト	42	①②④⑬
⑦ サロン de 認知症サポーター10,000人養成事業(新規)	43	②④
⑧ 21世紀スノーバスターズプロジェクト事業(新規)	44	①②④⑩
⑨ いわて車いすフレンズ活動事業	45	②
⑩ 介護等体験受入調整事業	45	②
6 地域福祉を実現するための活動基盤の強化		
① 県社協組織強化対策事業	46	⑨⑪
② いわて地域福祉開発研究事業	46	⑩⑫
③ 県社協財政基盤適正化対策事業	46	⑨⑪
④ 機関誌「パートナー」発行事業	47	⑨
⑤ ホームページ・情報発信運営事業	47	⑨
⑥ ふれあいランド岩手指定管理運営事業	48	⑨⑪

(注) 本表の右欄の「重点事業No.」欄は、計画の重点目標に掲げた重点事業を番号で示しています。

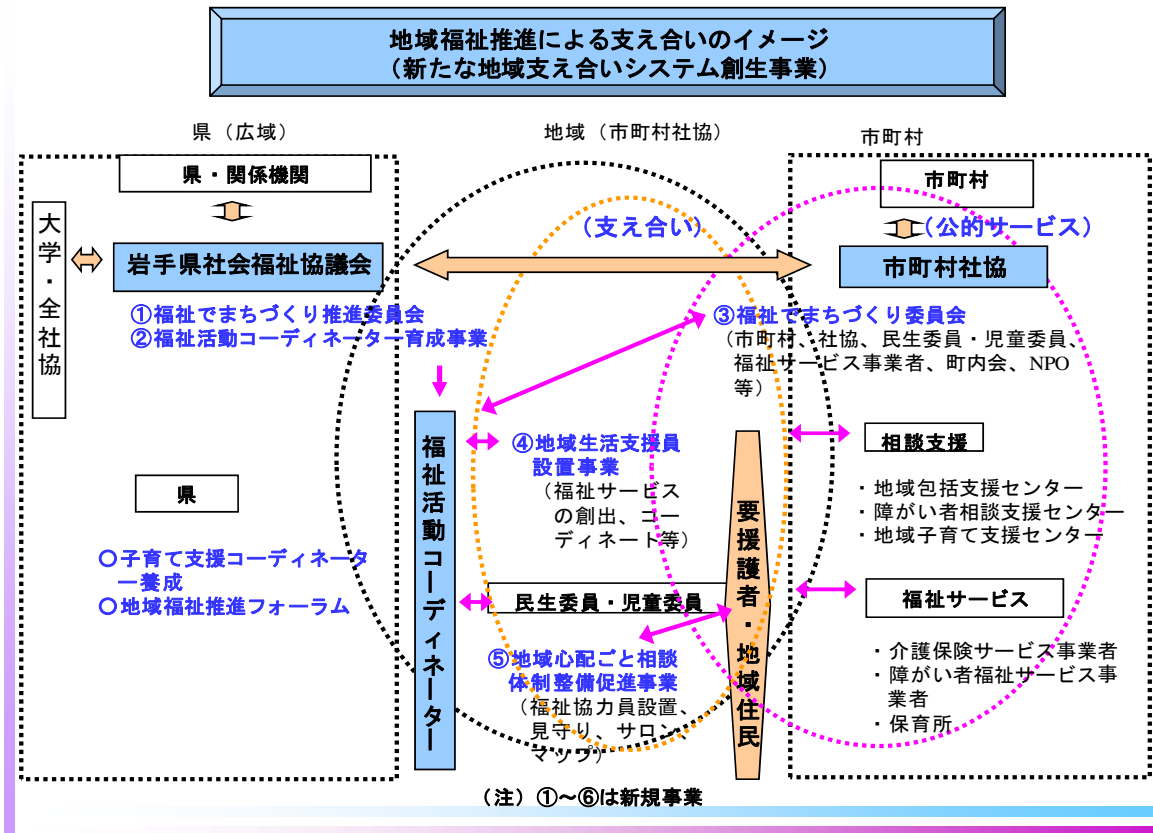
1 岩手県民の生活を支える地域福祉の推進

- 地域における新たな支え合いの確立を進めるため、自治会やその他コミュニティ組織が協働して福祉課題や生活課題に取り組む地域福祉推進の基礎組織づくりを支援します。

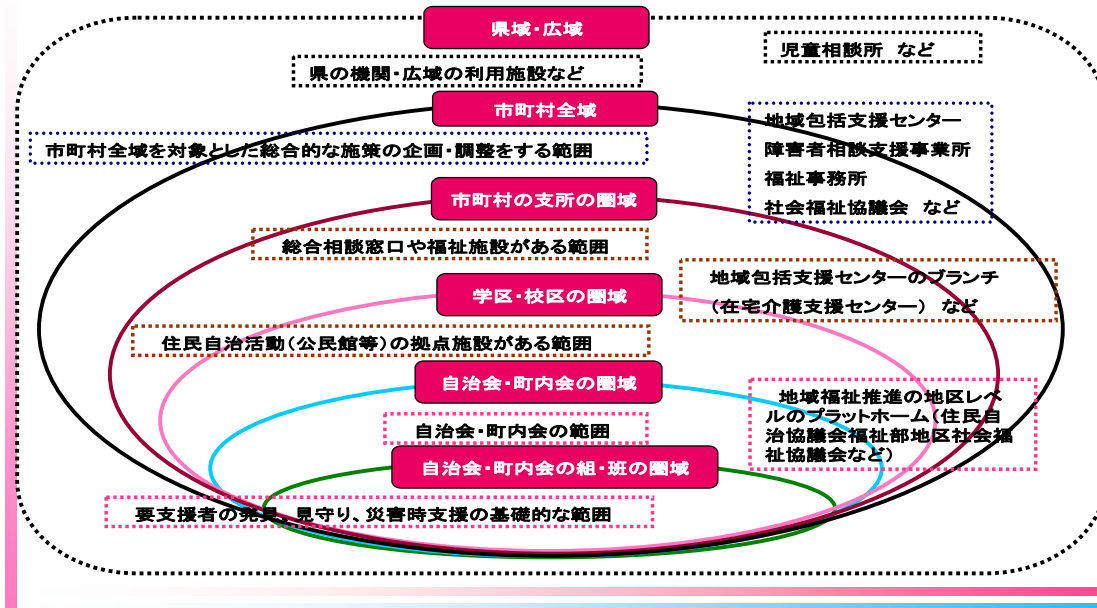
事業名	新たな地域支え合いシステム創生事業 ～福祉でコミュニティルネッサンス～				財源区分	県補助金、委託金、 自主財源
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小地域福祉活動拠点としての市町村社協支所機能強化 ○ 住民個々の生活課題に応えることができる市町村社協職員の地域生活総合相談対応力の強化 ○ 個々の住民が抱える生活課題の発見と具体的な解決を図るための新たな支え合い組織の創生。 					
行動の目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域福祉コーディネーター育成 ○ 福祉まちづくり検討会の設置 ○ 地域生活支援員の設置 ○ 地域相談支援体制の整備 ○ 地域支え合いマップづくり支援（参考例を掲載） ○ フォーラム開催 ○ 事業検討会設置及び検討会委員の現地派遣 					
対応の方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成21年度～22年度、地域福祉特別支援事業（県補助、委託事業）で、地域福祉活動コーディネーター育成やモデル市町村で住民ニーズの把握を進める地域生活支援専門員設置、民生児童委員に協力し、ともに見守り活動やサロン運営にあたる地域福祉推進員設置によって、市町村社協による住民の生活支援ニーズ把握、解決力強化を図る。 ○ 同じく、地域福祉特別支援事業により、モデル市町村モデル地区での小地域福祉活動推進方法を検討する福祉まちづくり検討会を設置し、小地域福祉活動推進のため課題の整理、検討を行う。 ○ モデル市町村モデル地区での福祉まちづくり検討会には、県社協が設置する事業検討委員会委員や県社協職員も参加し、ともに検討を進める。 ○ 小地域福祉活動推進についてのフォーラムを開催し、モデル市町村社協の取り組みを紹介して県民意識啓発を図る。 ○ 23年度以降は、全市町村社協がモデル事業の取り組みを参考にできるよう、フォーラムを継続開催するほか、取り組み事例集の発行を行う。 					
年度別計画	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
	事業検討会の設置 ※ 国の「安心生活創造事業」 や県予算措置状況等を勘案					
	○地域福祉活動コーディネーター育成、地域生活支援専門員設置、福祉マップづくりによる市町村社協による住民の生活支援ニーズ把握、解決力強化					
	福祉のまちづくりフォーラムの開催					
	○福祉まちづくり検討会の設置による小地域福祉活動推進の検討		取り組み事例集の作成			
摘要						

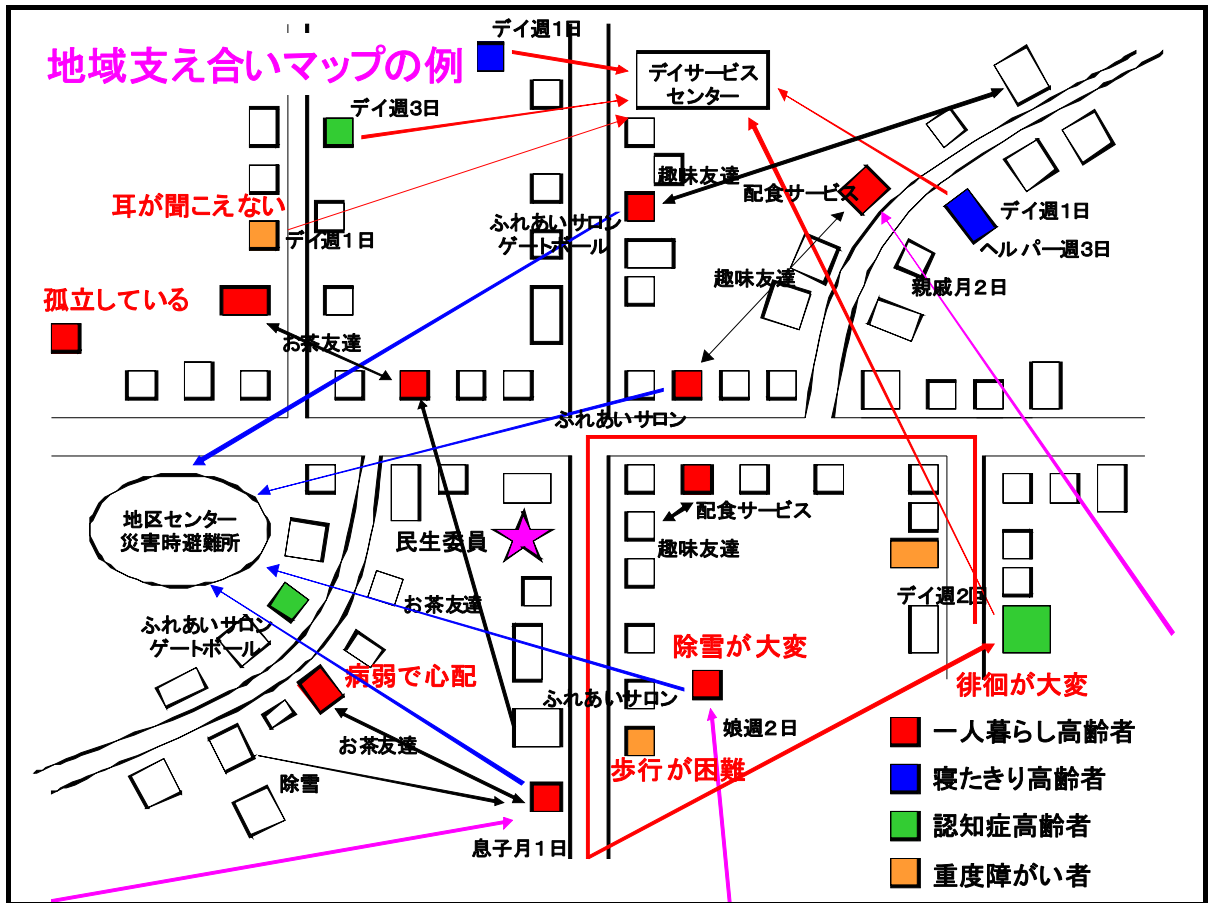
地域福祉を推進し支えあいによる豊かな福祉社会の実現

～協働と重層な支えあい～



重層的な圏域のイメージ





- 地域福祉権利擁護センターにおいては、認知症等により判断能力が十分でない人に対して、福祉サービスの利用について援助を行うことによって、それぞれの地域において、自立した生活が送れるよう地域生活支援システムの充実を図ります。

事業名	日常生活自立支援事業（継続新規）			財源区分	補助金
事業の目標	○ 誰もが、住み慣れた地域で、自立した生活が送れるよう、地域生活支援システムの充実を図る。				
行動の目標	○ 認知症等により判断能力が十分でない人に対して、福祉サービスの利用について援助を行うことによって、それぞれの地域において、自立した生活が送れるよう支援・援助を行う。				
対応の方向	○ 事業従事者の研修体系を整理し、また、専門員の配置等効率的な事業実施体制を検討する。 ○ 今後、成年後見や法人後見制度、生活福祉資金貸付事業、知的障がい者や精神障がい者地域生活移行支援等を含む総合的な相談・生活支援システムを検討する。				
年度別計画	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	実利用者数（専門員数）				
	690人（12名）	710人（13名）	731人（14名）	754人（15名）	777人（16名）
概要	日常生活自立支援事業				
	実施体制の検討	準備期間	事業拡充		
摘要	○ 平成21年度にシステムのあり方を抜本的に見直す。 ○ 事業開始から平成20年9月末までの相談件数（利用に関するもの以外を除く） 合計（認知症高齢者 知的障がい者 精神障がい者 不明・その他） 48,860件（23,085件 11,636件 12,238件 1,901件）				

○ 高齢者や障がい者、児童などの活動拠点づくりを促進します。

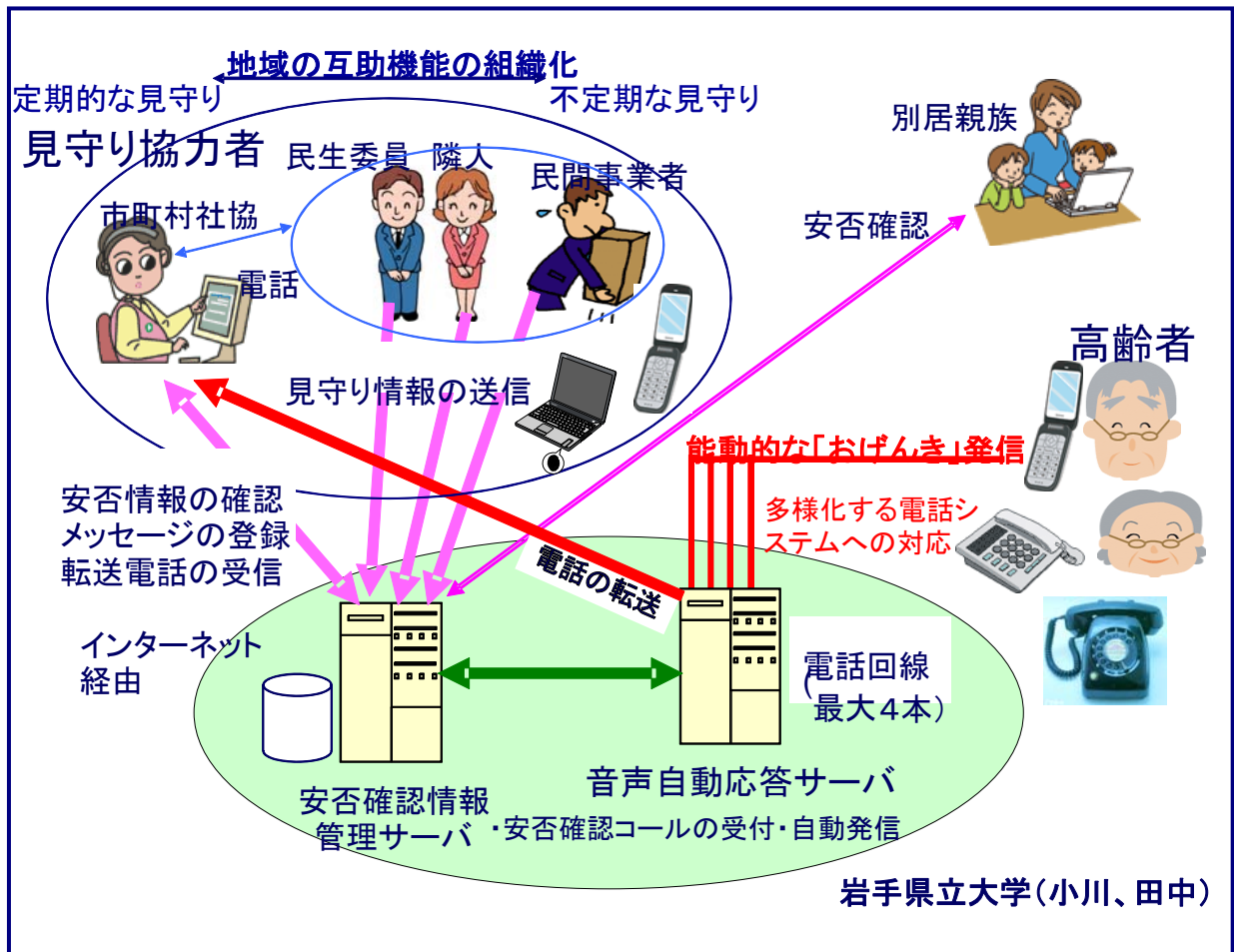
事業名	小地域福祉活動再生プロジェクト（新規）		財源区分	自主財源、民間資金等	
事業の目標	○ 岩手の風土に根ざした目的型の新しい地域福祉推進組織の創生				
行動の目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 既存の地域福祉推進組織の設置状況、課題の把握を進める。 ○ 県内で幅広く展開されている目的型サロン（ふれあいサロン、子育てサロン、障害者サロン等）を地域の実情に合わせた新しい地域福祉推進組織として発展させる。 ○ 組織づくりを専門家等によりアドバイスする機能を整える。 				
対応の方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域福祉推進組織状況調査の実施 地区社協や地区福祉推進会等、既存の地域福祉推進組織について、構成団体や人口規模、組織運営、事業実施上の課題の把握を行い、検討委員会で検討を進めるための基礎資料とする。 ○ 県内サロン活動状況調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内で幅広く展開されている目的型サロン（ふれあいサロン、子育てサロン、障害者サロン等）の利用者数、運営ボランティア数、ボランティアの年齢構成、開催場所、費用負担、活動内容、活動上の工夫点、課題の把握を行い、検討委員会で検討を進めるための基礎資料とする。 ○ 「地域福祉推進基礎組織づくり支援検討会」の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の実情に合わせた新しい地域福祉推進組織づくりの方法の検討 ・ 検討会委員は、過疎対策に取り組む機関、団体など福祉以外の関係者の参画を進める。 ○ 県内既存組織の視察による課題把握 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内複数の既存の地域福祉推進組織を訪問し、課題等の聞き取りを行う。 ○ 先進地視察の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 検討会の一環として、地域の課題を地域で解決できる取り組みを進めている他都道府県の先進地視察を実施し、先進地の取り組みを参考に検討を行う。 ○ 地域福祉活動拠点づくりモデル事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内複数の市町村社協を指定し、新たな地域福祉推進組織づくりのためのモデル事業を実施。実施にあたっては、必要に応じ、「地域福祉推進基礎組織づくり支援検討会」の助言を得て進められるようにする。 ○ 小地域福祉活動推進セミナーの開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ モデル事業での取り組みを幅広く関係者に周知し、取り組みの普及・拡大を図る。 				
年度別計画	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地区社協設置状況調査の実施 ■ 県内サロン活動状況調査の実施 ■ 県内既存組織の視察による課題把握 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 先進地視察の実施 	<div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; display: inline-block;">ふれあいサロン拡充を支援します</div>		
摘要	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;">地域福祉推進基礎組織づくり支援検討会の開催</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;">地域福祉推進基礎組織づくりモデル事業の実施</div>				

- 20年度に試行的に実施した「ICTを活用した高齢者安否確認見守りシステム」の普及・拡大を図ります。

事業名	「ICTを活用した高齢者安否確認見守り」システムの普及・拡大（新規）		財源区分	自主財源等	
事業の目標	<p>○ 20年度に試行的に実施したICTを活用し、民間事業者と協力する新たな地域互助機能を組織化する見守りシステムの普及・拡大を図る。</p> <p>○ 5年間でICTを活用した予防型見守り安否確認システムによるネットワーク3,600ネット（県内のひとり暮らし高齢者1割相当）の見守りを目指す。</p>				
行動の目標	<p>○ 地域の要援護者の個別支援を地域コミュニティの中で行う仕組みとして、20年度に開発した「見守り協力者に民間事業者を加え、ICTを活用して対象者を予防的に見守るシステム」の全県下への拡大・普及を図る。</p>				
対応の方向	<p>○ システムの概要やモデル市町村社協の取り組み内容を記載したパンフレットを作成し、各市町村行政の地域福祉主管課、各市町村社協、各市町村民児協、地区民児協に配布する。</p> <p>○ 各市町村、各市町村社協、地区社協、地域の住民組織等から、パンフレット記載内容についての説明依頼があれば、職員が出向き、システムの概要やモデル事業の取り組みの説明を行う。（出前説明会の実施）</p>				
年度別計画	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	推進目標				
	100 ネット				
	(400 増) 500 ネット				
	(700 増) 1,200 ネット				
	(900 増) 2,100 ネット				
(1,500 増) 3,600 ネット					
摘要	<p>○ 平成20年度の県立大学社会福祉学部・ソフトウェア学部との協働開発事業の地域展開を図る。</p>				

(注) ICTとは、情報 (information)・通信 (communication) に関連する技術 (technology) 一般の総称です。従来使われてきたITに加えてコミュニケーション性が具体的に表現されている点の特徴です。

〈ICT を活用した高齢者安否確認見守り〉システム構成のイメージ



- 必要なときに、真に必要な県民に利用できる貸付制度とすることによって、県民が生活上の困難を乗り越え、県民の自立した生活を支援します。


事業名	生活福祉資金貸付事業	財源区分	補助金
事業の目標	○ 経済的な生活上の困難を抱える住民が、安心して生活ができるような安定的貸付制度の運営を行う。		
行動の目標	○ 貸付ニーズに対応できる相談支援の充実に努める。 ○ セーフティネット貸付として、住民の自立した生活を支援する。		
対応の方向	○ 制度の普及ときめ細かな相談支援を実施するために、市町村社協用対応マニュアルを配布する。 ○ 県民に対し制度の周知を促進するために新たな情報提供先を増やすよう借受者アンケートの実施の活動とパンフレット等の効果的な配布を促進する ○ 過去からの滞納債権について課題を抱えている市町村社協が多いことから、弁護士との支援による適正な債権管理を実施する。 ○ 最近では多重債務防止のためのセーフティネット貸付等、資金が担う役割が多様化しているため、その流れに対応するため従来の審査基準の内容について検討を行う。 ○ 世帯の生活再建と社会的自立に向けた相談・生活支援機能の充実に努めるため、市町村社会福祉協議会職員等を対象に適正な債権管理のための支払い督促など法的対応力を習		

	得する機会とする他、生活経営が困難な事例に基づき、相談対応力を向上する研修を併せて行う。				
年度別計画	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	マニュアルの配布				
	弁護士の支援による滞納債権解消（債権管理強化）				
	担当職員の研修会				
	審査基準の検討				
摘要					

- 日常生活圏域において生活課題全般に関する相談に応ずるとともに、NPOやボランティア・住民活動等を推進・調整するプラットフォームシステムの普及・定着に努めます。

事業名	地域協働プラットフォームシステム普及事業（継続新規）		財源区分	自主財源	
事業の目標	○ 日常生活圏域において生活課題全般に関する相談に応じ、調整するプラットフォームを構築する。				
行動の目標	○ 平成20年度まで県内6箇所を指定して取組んだ「地域型プラットフォーム協働システムモデル事業」の成果を県内市町村社会福祉協議会等に普及、定着させる。				
対応の方向	<p>○ 21年度にモデル事業実施社協、参画団体、民生児童委員からなる地域協働型プラットフォームシステム推進検討会を設置。検討会は年2～3回開催し、事業実施社協を訪問し、事業成果の評価を行うとともに、事業推進上の課題解決方法を検討する。</p> <p>○ 検討会の一環として市町村社協役員も参加可能な県外先進地視察を行い、今後の事業推進の参考とする。</p> <p>○ 事業実施市町村社協へ高齢者社会貢献活動サポートセンターとの連携による「ご近所安心・楽々ネット」助成金の活用を促す。</p> <p>○ 単年度の事業指定から、3年間の複数年指定とする。</p>				
年度別計画	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	地域協働型プラットフォームシステム推進検討会の設置				
	先進地視察や事業実施社協でのヒアリング調査の実施。				
	2か所の指定			2か所の指定	
摘要	<p>※期待される効果</p> <p>○ 地域資源の実施主体（有償・無償サービス等の実施主体）の緩やかに協働するシステムを定着させることにより、地域住民の多様化した生活課題に対応することができる。</p> <p>○ また、これら活動に退職者等が参画することによって、地域づくり、街づくりへの機会が拡大される。</p>				

- 県が策定した「自殺予防対策アクションプラン」を県社協傘下の機関・団体と連携し、県民運動の視点に立って自殺予防の取り組みを展開します。

事業名	自殺予防対策アクションプラン推進事業（継続新規）				財源区分	複数事業
事業の目標	○ 自殺を予防するため、関係機関・団体と連携して県民運動を推進する。					
行動の目標	○ 県が策定した「自殺予防対策アクションプラン」を県社協傘下の機関・団体と連携し、県民運動の視点に立って自殺予防の取り組みを展開する。					
対応の方向	<p>○ プランに掲げる「普及・啓発」を推進するために、広報誌等による啓発や民生委員等を対象とする研修会等を開催する。</p> <p>○ 自殺予防のための相談体制の充実・強化が図られるよう、地域福祉基金等の活用などをPRする。</p> <p>○ ふれあいサロンを拡充するため支援する。</p>					
年度別計画	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
	<p>広報誌等での啓発、ふれあいサロンの拡充を支援</p> <p>年1回以上 年1回以上 年1回以上 年1回以上 年1回以上</p>					
摘要	 <p>(岩手県自殺対策事業イメージキャラクター)</p>				<p>○ 岩手県自殺予防対策アクションプランには、社協が推進している「ふれあい・いきいきサロン」（県内の1,300か所以上が運営されている）も有用な役割を果たしているものと位置付けています。</p>	

- 民間企業からの指定寄付、又は「冠事業」に対する協賛金を財源に、事業所や企業等の勤労者の社会貢献活動をコーディネートするなど民間企業の社会貢献活動を促進します。

事業名	地域密着型企業の社会貢献促進支援事業（継続新規）				財源区分	指定寄付
事業の目標	民間企業の社会貢献活動を促進する。					
行動の目標	民間企業からの指定寄付、又は「冠事業」に対する協賛金を財源に、事業所や企業等の社会貢献活動をコーディネートする。					
対応の方向	<p>○ 社会貢献活動を次のテーマでコーディネートする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 「聴く」：講座により基礎的な知識や手技手法を理解する。 ◆ 「感じる」：実際の場面を設定し、体験や体感を得る。 ◆ 「創る」：企業が、あるいは参加者が社会貢献活動に継続的に参加できるようコーディネートする。 					
年度別計画	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
	<p>協賛企業数</p> <p>350 企業 → 350 企業 → 350 企業 → 350 企業 → 350 企業</p> <p>コーディネート件数</p> <p>30 企業 → 30 企業 → 30 企業 → 30 企業 → 30 企業</p>					

	活動事例の紹介	30件	30件	30件	30件	30件
摘要	※ 対応案 ① 「企業の社会貢献活動」コーディネートを県社協が行うことのPR促進 ② 特に優れた活動事例の紹介（ホームページや報道機関等への情報提供など） ③ 種別協議会等との協働（活動の受入れなど）					

- 市町村社会福祉協議会が、住民同士の協働では解決できない地域の福祉課題を、多様な主体間で共有し、解決に向かうよう調整・支援を行うことができるよう、人材の養成を行います。

事業名	地域福祉活動実践力アップ研修事業（新規）		財源区分	自主財源	
事業の目標	○ 市町村社会福祉協議会の地域へのアプローチ手法と福祉ニーズ把握スキルの向上を目指す。 ○ 地域のニーズ把握によりサービス提供開発を行えるよう、計画的にコミュニティワーカーを育成する。				
行動の目標	○ 住民の生活課題は複雑化、多様化が進み、課題解決のために市町村社会福祉協議会は、地域に向き、生活課題把握機能と直接住民支援機能の強化が求められている。その中で、直接的に住民の福祉ニーズを把握し、サービスの開発提供を行うための具体的なアプローチ手法を習得することにより、地域に根ざした活動を展開する市町村社会福祉協議会職員の人材養成を行う。				
対応の方向	○ 市町村社会福祉協議会職員を対象に、研修内容は、先駆的取り組みの事例検討やケース検討等の演習を中心に構成し、先駆的活動を展開する社協など関係機関の協力を得て具体的な取り組みを研修する。 ○ 研修は、通年で開催し、県社協が研修を主催し、支援する。 ○ 受講は、原則、1年間とする。				
年度別計画	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	地域に根ざした活動展開する人材の養成目標			人材の養成結果の検証	
	事業の検討 関係機関との 連携 研修の実施 35人	35人 継続的な研修 の開催	35人 継続的な研修 の開催	研修内容の 取組状況の 調査・訪問	県内の研修後の 地域での取組状 況の視察
摘要					

- 企業・事業所の社会貢献活動の促進を図り、勤労者や団塊世代の社会参加活動を推進するための啓発事業を展開します。

事業名	企業・事業所向けボランティア出前講座開催等事業		財源区分	県補助、自主財源	
事業の目標	○ 現役の社会人（勤労者）や企業のボランティア活動推進を図る。				
行動の目標	○ 企業・事業所の社会貢献活動推進についての情報提供支援を行う。 ○ 団塊世代のボランティア活動、社会貢献活動参画についての情報提供支援を行う。				
対応の方向	○ 勤労者向けの活動提案活動を行う。 ○ 社会貢献活動の実践事例等を収集し、情報発信する。				
年度別計画	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	出前講習会依頼団体数				
	20団体	20団体	20団体	20団体	20団体
摘要					

2 福祉サービス利用者の支援

- 福祉サービス利用者等が、苦情や相談を遠慮しないで、安心して行える体制を確保し、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決する環境を整えます。

事業名	福祉サービス苦情解決事業		財源区分	補助金	
事業の目標	○ 福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決する。				
行動の目標	○ 利用者等が、福祉サービスに関する苦情や相談を遠慮しないで、安心して申し出ることのできる体制を確立する。				
対応の方向	○ 運営適正化委員会機能を充実する。 ○ 利用者からの苦情を適切に解決するとともに、苦情解決制度の広報・啓発に努める。 ○ 各事業者における苦情解決体制の整備を促進する。				
年度別計画	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	福祉サービスに関する苦情や相談を安心して行える環境の整備を促進				
摘要					

- 介護サービス情報調査機関としての事業を通じて、サービスを選択する際の利用者への適正な情報提供を行います。

事業名	介護サービス情報の公表調査事業		財源区分	自主財源	
事業の目標	○ 事業所が提供する福祉サービスの質を確保し、サービスを選択する利用者に対し「利用者本位」「高齢者の自立支援」「利用者による選択」の保障を支援する。				
行動の目標	○ 介護サービス情報公表調査機関としての事業を通じて、サービスを選択する際の利用者への適正な情報提供を行う。				
対応の方向	○ 介護サービス情報調査においては、調査員の研修、情報交換等を実施して業務に携わる調査員、職員等の資質の向上を図る。 ○ 介護サービス情報公表調査の円滑な実施。制度の改正など常に新しい情報を的確に捉え、将来的な展望を見据えた事業の展開を図る。				

	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
年度別計画	サービス情報調査施設数				
	700箇所	700箇所	700箇所	700箇所	700箇所
摘要					

- 福祉サービス第三者評価機関としての事業を通じて、サービスを選択する際の利用者への適正な情報提供を行います。

事業名	福祉サービス第三者評価事業		財源区分	自主財源	
事業の目標	○ 事業所が提供する福祉サービスの質について確保・向上への取り組みを支援し、サービスを選択する利用者への適切な情報提供を推進する。				
行動の目標	○ 福祉サービス第三者評価事業を通じて社会福祉を目的とする事業者の健全な発達を図る。 ○ 事業所が福祉サービス第三者評価を受けて、より水準の高い利用者本位の福祉サービスが実現できるよう支援する。 ○ 受審事業所の拡大と定着化を図る。				
対応の方向	○ 第三者としての中立性、客観性を担保するための手続きの明確化、運営の透明性、評価基準の適正化を図る。 ○ 福祉サービス第三者評価事業として、利用者及び事業者のニーズにあった付加サービス事業の開発を図り、事業所が目指すサービスの質向上を積極的に支援する。 ○ 評価者の研修、情報交換等を実施して業務に携わる評価者の資質の向上を図る。				
年度別計画	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	福祉サービス第三者評価実施施設数				
	25箇所	25箇所	25箇所	30箇所	35箇所
	事務局体制の整備、評価者の研修強化 報告書様式の見直し、料金体系の見直し 付加サービスの開発、受審拡大につながる営業強化			人件費が創出できる 軌道にのった事業展開	
摘要					

3 市町村社会福祉協議会活動の支援

- 市町村社会福祉協議会が、住民同士の協働では解決できない地域の福祉課題を、多様な主体間で共有し、解決に向かうよう調整・支援を行うことができるよう、人材の養成を行います。

事業名	地域福祉活動実践力アップ研修事業（新規：再掲）		財源区分	自主財源	
事業の目標	○ 市町村社会福祉協議会の地域へのアプローチ手法と福祉ニーズ把握スキルの向上を目指す。 ○ 地域のニーズ把握によりサービス提供開発を行えるよう、計画的にコミュニティワーカーを育成する。				
行動の目標	○ 住民の生活課題は複雑化、多様化が進み、課題解決のために市町村社会福祉協議会は、地				

	域に出向き、生活課題把握機能と直接住民支援機能の強化が求められている。その中で、直接的に住民の福祉ニーズを把握し、サービスの開発提供を行うための具体的なアプローチ手法を習得することにより、地域に根ざした活動を展開する市町村社会福祉協議会職員の人材養成を行う。				
対応の方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村社会福祉協議会職員を対象に、研修内容は、先駆的取り組みの事例検討やケース検討等の演習を中心に構成し、先駆的活動を展開する社協など関係機関の協力を得て具体的な取り組みを研修する。 ○ 研修は、通年で開催し、県社協が研修を主催し、支援する。 ○ 受講は、原則、1年間とする。 				
年度別計画	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	地域に根ざした活動展開する人材の養成目標 事業の検討 関係機関との連携 研修の実施 35人			人材の養成結果の検証 研修内容の取組状況の調査・訪問 県内の研修後の地域での取組状況の視察	
摘要					

- 「この地域に住み続けたい」という願いの実現を目指す市町村社会福祉協議会の生活支援型活動を支援します。

事業名	住民主体の小地域福祉活動推進事業（継続新規）	財源区分	会費		
事業の目標	○ 地域住民の暮らしを支え、地域に根ざした小地域福祉活動の展開を目指す市町村社会福祉協議会の生活支援活動を一層充実させるための支援を行う。				
行動の目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域に根ざした福祉活動を展開するための市町村社協職員の資質向上を図る。 ○ 市町村社協の経営基盤の強化を図る。 ○ 市町村事務局の適正な事務執行と監査業務執行を促進する。 				
対応の方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県の支援計画と連携し、市町村社協へ情報提供や研修の開催等を通じて「地域福祉活動計画」策定を支援する。 ○ 小地域福祉活動の充実と市町村社協経営基盤の強化を図るため、地域福祉活動及び経営研究会を開催する。 ○ 適正な事務執行と監査業務執行のための研修会を開催し、市町村社協の事務執行や決算チェック等の機能強化体制づくりを支援する。 				
年度別計画	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	地域福祉活動研究会（年2回）及び市町村社協経営研究会（年1回）の開催				
	①地域福祉活動 小地域福祉活動の取組の検討 ②経営研究会 経営基盤強化の取組の検討 ③先進地視察	先駆的取組モデル事業の実施 10市町村社協			■実施結果の検証 事例報告会の実施 ■取組導入による 経営状況の意見交換会の実施
摘要	※研究会テーマとして「市町村社協における小地域福祉活動の機能強化、自主財源確保のための活動展開」を位置付ける。				

- 全ての市町村で「地域福祉計画」、すべての市町村社会福祉協議会で「地域福祉活動計画」を住民参加の元に策定されるよう支援します。

事業名	市町村社会福祉協議会支援事業（継続新規）		財源区分	自主財源
事業の目標	○ 全ての市町村で「地域福祉計画」、すべての市町村社会福祉協議会で「地域福祉活動計画」を着実に策定する。			
行動の目標	○ 地域福祉計画や地域福祉活動計画が地域住民の参画の下で策定されるよう支援する。			
対応の方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村地域福祉活動計画の策定にかかる指針の作成、提示 ○ 指針をもとに「地域福祉活動計画策定」をテーマとした研究会を開催し、各市町村社協関係者の活動計画策定の意識啓発を図る。 ○ 市町村社協在宅福祉サービス実態調査の継続実施 ○ 市町村社協巡回訪問の継続実施 ・ 県内市町村の地域福祉計画策定状況、市町村社協の地域福祉活動計画策定状況、先進事例等の情報提供 			
年度別計画	平成21年度	22年度	23年度	24年度
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 年度中の地域福祉計画策定予定市町村 5 か所 ■ 年度中の地域福祉活動計画策定予定市町村 2 か所 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 年度中の地域福祉計画策定予定市町村 5 か所 ■ 年度中の地域福祉活動計画策定予定市町村 2 か所 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 「地域福祉活動計画策定」をテーマにした研究会の開催 </div>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; width: 80%;"> 市町村社協在宅福祉サービス実施状況調査の継続実施 </div>				
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; width: 80%;"> 市町村社協巡回訪問による情報提供 </div>				
摘要	<p>※地域福祉計画策定済市町村（9市町村） 盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、遠野市、八幡平市、雫石町、葛巻町、岩泉町</p> <p>※地域福祉活動計画策定済市町村（9市町村） 盛岡市、北上市、遠野市、二戸市、雫石町、金ヶ崎町、平泉町、山田町、岩泉町</p> <p>※平成20年度中の地域福祉活動計画策定予定市町村（4市町村） 大船渡市、一関市、八幡平市、葛巻町</p>			

4 社会福祉事業者等の支援

- 各種別協議会が多様化する福祉ニーズに的確に応え、効率的な活動が推進できるように支援します。

事業名	種別協議会活動推進事業	財源区分	自主財源
	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; display: inline-block;"> <ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法人経営者協議会 保育協議会 高齢者福祉協議会 障害者福祉協議会 児童福祉施設協議会 児童館部会 </div>		
事業の目標	○ 種別協議会を構成する会員が行う福祉サービスに関し、研修、調査研究、広報、普及宣伝、連絡調整、助成、政策提言を推進する。		
行動の目標	○ 中長期的な活動ビジョンに基づいて成果が見える活動を展開する。		

対応の方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中長期活動ビジョンを策定し、ビジョンに基づく活動体制の整備を図る。 ○ インターネットの活用等により、効率の良い情報伝達、情報共有を図る。 ○ 社会福祉法人経営者協議会においては、経営計画（中長期計画）の策定を重点支援する。策定率80%を目標とする。 ○ 高齢者福祉協議会においては、オムツアンダープロジェクトの推進を図る。 				
年度別計画	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	ビジョン検討策定 インターネット活用の調査研究	ビジョンに基づく活動計画 体制整備 試行／実施	見直し／定着	見直し	
摘要					

○ 民生児童委員協議会事務受託団体事務の適正な運営と事業の促進に努めます。

事業名	民生委員児童委員協議会活動支援事業		財源区分	自主財源等	
事業の目標	○ 関係機関、民間福祉団体との相互連携を強化し、地域福祉の推進を図る。				
行動の目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事務受託団体事務の適正な運営を事業の促進に努める ○ 市町村社協を始めとした関係機関との連携・協働を通じ、民生委員児童委員、民児協が活動しやすい体制作りを図る 				
対応の方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全国民生委員児童委員連合会活動に関連した事業展開を通じ地域福祉推進に取り組む。 ○ 安心して住み続ける地域づくりを構築するため、他機関との連携・協働を推進する。 ○ 要援護者支援や地域社会とのつなぎ役に務めるよう個々のスキルアップに取り組み、地域における見守り支援の中核となるよう目指す 				
年度別計画	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		一斉改選			一斉改選
事務受託団体事務の適正化の推進、民生委員活動の環境作り 地域における見守り支援の中核となるための取組み 民生委員・児童委員研修会（個々のスキルアップ）					
	中堅民生委員研修 200名	新任民生委員研修 5会場 1,500名	中堅民生委員研修 250名	中堅民生委員研修 300名	新任研修 5会場 1,500名
第2次 災害時一人も見逃さない運動					
摘要					

○ 各事務受託団体事務の適正な運営と事業の促進に努めます。

事業名	各事務受託団体事務活動支援事業 岩手県福祉基金 岩手県里親会 岩手県ホームヘルパー協議会 岩手県地域包括・在宅介護支援センター協議会 岩手県介護支援専門員協会 岩手県介護福祉士会 盛岡地区介護支援専門員協議会					財源区分	受託金
事業の目標	○ 事務受託団体事務の適正な運営と事業の促進に努める。						
行動の目標	○ 事務受託団体の役員等と緊密に連携し、団体設立目的に即し、団体活動を積極的に推進する。 ○ 岩手県福祉基金による助成制度の運用に際しては、社会的ニーズや施策動向に応じて、迅速、弾力的かつ効果的に実施するとともに地域福祉・在宅福祉等の社会福祉の向上に貢献する。						
対応の方向							
年度別計画	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度		
	事務受託団体事務の適正実施						
摘要							

○ 福祉サービス第三者評価事業を通じて社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図ります。

事業名	福祉サービスの質向上支援事業 (介護サービス情報公表調査事業・福祉サービス第三者評価事業)			財源区分	自主財源
事業の目標	○ 福祉サービスの質を確保・向上し、サービスを選択する利用者の権利を保障する。				
行動の目標	○ 福祉サービス第三者評価事業を通じて社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図る。 ○ 介護サービス情報調査機関としての事業を通じて、サービスを選択する際の利用者への適正な情報提供を行う。				
対応の方向	○ 第三者としての中立性、客観性を担保するための手続きの明確化、運営の透明性、評価基準の適正化を図る。 ○ 介護サービス情報調査においては、調査員の研修、情報交換等を実施して業務に携わる職員等の資質の向上を図る。				
年度別計画	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	福祉サービス第三者評価実施施設数				
	25箇所	25箇所	25箇所	30箇所	35箇所
年度別計画	介護サービス情報調査施設数				
	700箇所	700箇所	700箇所	700箇所	700箇所
摘要					

- 相談主体の「経営相談指導」から理事者の「法人経営等をサポート（支援）」する仕組みに転換し、法人経営に係る意識改革の促進と機能（横軸連携）を強化します。

事業名	社会福祉経営サポート事業				財源区分	補助金
事業の目標	○ 社会福祉法人の主体的な経営の確立を支援する。					
行動の目標	○ 社会福祉法人の課題解決や経営改善を適切に支援できる組織体制を構築する。					
対応の方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 補助金の継続を要望すると共に、補助額の削減に対する対策を検討する。 ○ 経営に精通した相談員等の2名配置を目指す。 ○ 経営支援検討会報告及び県との連絡協議に基づいて事業内容を毎年刷新する。 ○ 経営計画（中長期計画）の策定を引き続き重点支援する。策定率80%以上を目標とする。 ○ 会計、法律、給与、人事等、経費節減等に関する、研修、巡回訪問、重点支援を強化する。 					
年度別計画	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
	○中長期計画策定法人数120	140 法人	160 法人	180 法人	200 法人	
	○役職員セミナー開催5地区	5 地区	5 地区	→		
	○計画策定研修3回	2回	2回	→		
	○巡回訪問30法人	30 法人	30 法人	→		
摘要						

- 福利厚生センター事業の充実と新規加入者の拡大を図り、社会福祉事業従事者等の福利厚生の増進と退職手当共済制度の充実を図ります。

事業名	福祉厚生センター受託事業 民間社会福祉事業職員共済事業（継続新規）				財源区分	受託金 自主財源
事業の目標	○ 社会福祉事業従事者等の福利厚生の増進と退職手当共済制度の充実を図る。					
行動の目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉構成センター事業の充実と新規加入者の拡大を図る。 ○ 退職手当共済事業の安定的運営のため責任準備金保有率を高める。 					
対応の方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会員ニーズ把握に基づき福利厚生メニューを拡充する。 ○ 福利厚生企画情報会議を開催し会員交流事業の企画立案を行う。 ○ 専門家等による制度内容の検証を行う。 ○ 金融商品取引法に基づいた運営を行うため、外部委託運用への切り替えを行う。 					
年度別計画	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
	福祉厚生センター新規加入事業所数（人員）					
	3事業（30人）	3事業（30人）	3事業（30人）	3事業（30人）	3事業（30人）	
	退職手当責任準備金保有率					
	77.0%	77.5%	78.0%	78.5%	79.0%	
外部委託運用開始						
摘要						

5 福祉人材の育成・支援

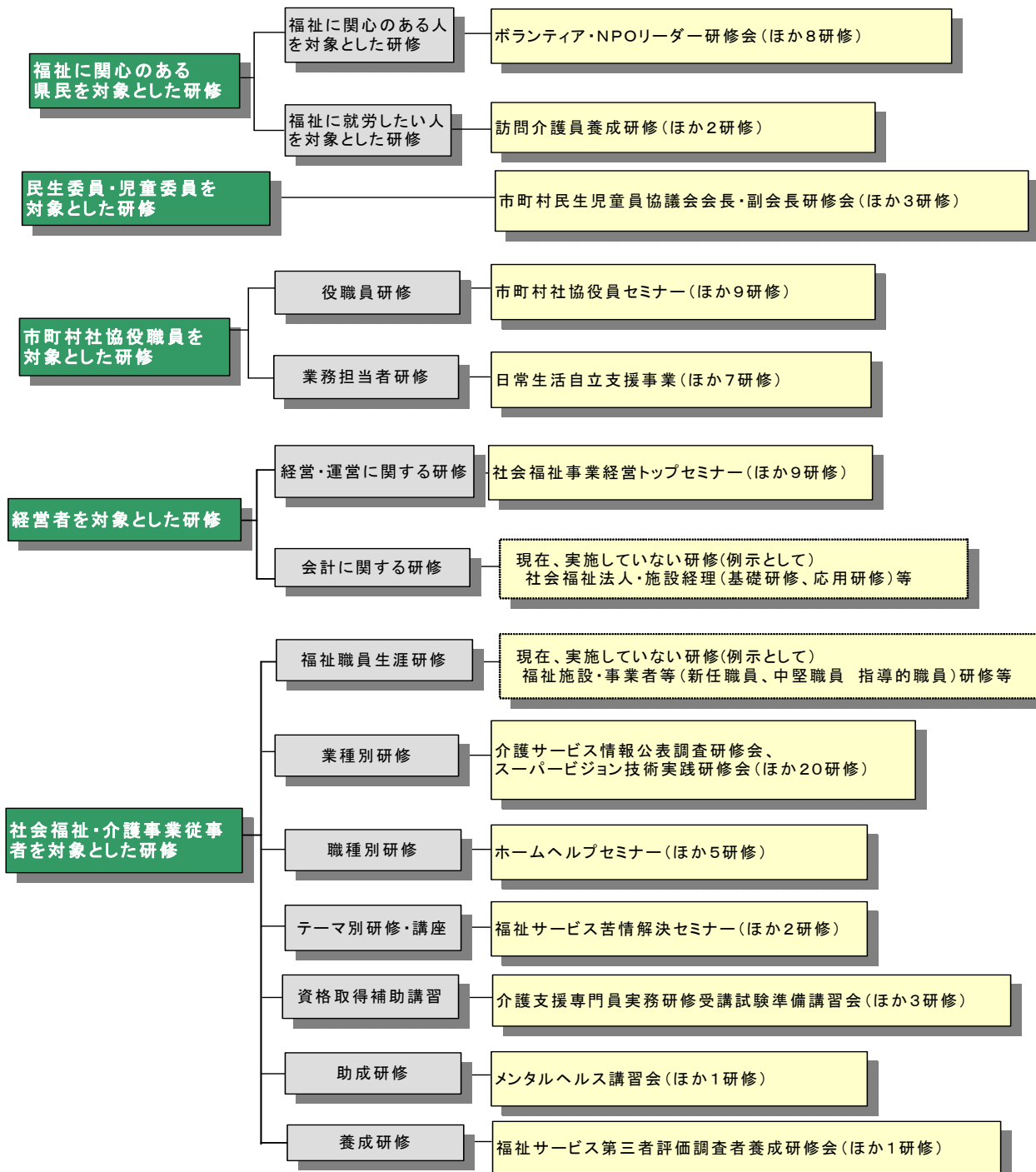
- 福祉サービスの将来を担う人材として期待され、高い専門性を有する介護福祉士及び社会福祉士の資格取得を目指す学生の修学を支援します。

事業名	介護福祉士等修学資金貸付事業（新規）			財源区分	補助金
事業の目標	○ 質の高い介護福祉士及び社会福祉士の養成及び確保を図る。				
行動の目標	○ 介護福祉士または社会福祉士の資格取得を目指す学生に、修学資金の貸し付けを行い、その修学を支援する。				
対応の方向	○ パンフレットを作成するとともに養成施設及び高等学校等と連携し、修学資金貸付制度の周知を図る。 ○ 事業実施体制を整備するとともに、適正かつ公正な運営を行う。				
年度別計画	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	実施要領、実施体制の整備			貸付計画見直し	
	制度の周知				
	新規貸付決定（3ヶ年）				
	修学資金貸付				
摘要	貸付原資 284,480 千円				

- 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成研修とともに、社会福祉事業従事者や従事しようとする者等に対する研修のあり方について調査検討を行い、福祉サービス及びその提供者の質の向上を図ります。

事業名	社会福祉事業従事者等研修事業（継続新規）			財源区分	受託金、自主財源
事業の目標	○ 社会福祉事業従事者や従事しようとする者等に対する研修を行い、福祉サービス及びその提供者の質の向上を図る。				
行動の目標	○ 社会福祉研修、福祉サービスの質の確保に向けた研修制度や体系を充実させるとともに、質の高い研修を提供する。				
対応の方向	○ 既存の県社協主催研修や種別協議会研修、事務受託団体等が実施する研修等との役割を整理する。 ○ 研修の運営方法、実施体制の整備等について検討する。				
年度別計画	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	福祉職員生涯研修、経営・運営に関わる研修等の実施 理事・監事研修、新任・中堅・業種別担当職員研修、資格取得支援講座、リスクマネジメント研修、社会福祉事業経営トップセミナー 等				
摘要					

【社会福祉従事者の資質向上のための研修体系】 平成20年度ベース



- 福祉人材確保のためのアクションプランを策定し、相談体制の充実を図るとともに、社会福祉事業従事者等のための総合的な研修体制を整備するなど福祉人材センター機能の強化を図ります。

事業名	福祉人材センター運営事業（継続新規）	財源区分	受託金
事業の目標	○ 福祉人材無料職業紹介事業、社会福祉事業従事者等への研修、社会福祉事業経営者に対する相談等を行うことにより、資質の高い福祉人材を確保するとともにその専門的知識・技術及び意欲を高め、福祉サービスの質の向上を図る。		

行動の目標	○ 岩手県福祉人材センターアクションプラン(AP)を展開し、福祉人材確保に関する課題・ニーズに即した取り組みを実施する。				
対応の方向	○ 福祉人材無料職業紹介事業の充実を図り、福祉・介護サービスを担う福祉人材を確保する。 ○ 潜在有資格者の掘り起こしと再就職を希望する人たちへの支援を行う。 ○ 多様な人材の参入・参画を促進するとともに、福祉の職場への理解を深めるため就労体験を実施する。 ○ 福祉人材の重要性のアピール、福祉の仕事へのイメージアップ、職場環境改善に向けた広報・啓発事業を実施する。 ○ 資格の取得支援・従事者の資質向上・キャリアアップの研修を実施する。				
年度別計画	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	課題・ニーズ把握調査		APの見直し		
	福祉人材の掘り起こし事業 福祉の仕事のPR、潜在有資格者への再就労支援、職場就労体験、戦略的就職フェアの開催、代替職員斡旋事業の検討				
	福祉人材のサポート事業 資格取得・資質向上・キャリアアップ研修の実施、人材育成及び職場環境改善の好事例の紹介、経営者向けセミナーの実施				
摘要					

- 民間企業からの指定寄付、又は「冠事業」に対する協賛金を財源に、事業所や企業等の勤労者の社会貢献活動をコーディネートするなど民間企業の社会貢献活動を促進します。

事業名	地域密着型企業の社会貢献促進支援事業（再掲）		財源区分	指定寄付	
事業の目標	○ 民間企業の社会貢献活動を促進する。				
行動の目標	○ 民間企業からの指定寄付、又は「冠事業」に対する協賛金を財源に、事業所や企業等の社会貢献活動をコーディネートする。				
対応の方向	○ 社会貢献活動を次のテーマでコーディネートする。 ◆「聴く」：講座により基礎的な知識や手技手法を理解する。 ◆「感じる」：実際の場面を設定し、体験や体感を得る。 ◆「創る」：企業が、あるいは参加者が社会貢献活動に継続的に参加できるようコーディネートする。				
年度別計画	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	協賛企業数				
	350 企業	350 企業	350 企業	350 企業	350 企業
	コーディネート件数				
30 件	30 件	30 件	30 件	30 件	
活動事例の紹介					
摘要	※ 対応策 ① 「企業の社会貢献活動」 コーディネートを県社協が行うことのPR促進 ② 特に優れた活動事例の紹介（ホームページや報道機関等への情報提供など） ③ 種別協議会等との協働（活動の受入れなど）				

- 市町村社会福祉協議会が、住民同士の協働では解決できない地域の福祉課題を、多様な主体間で共有し、解決に向かうよう調整・支援を行うことができるよう、人材の養成を行います。

事業名	地域福祉活動実践力アップ研修事業（再掲）		財源区分	自主財源	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村社会福祉協議会の地域へのアプローチ手法と福祉ニーズ把握スキルの向上を目指す。 ○ 地域のニーズ把握によりサービス提供開発を行えるよう、計画的にコミュニティワーカーを育成する。 				
行動の目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民の生活課題は複雑化、多様化が進み、課題解決のために市町村社会福祉協議会は、地域に向き、生活課題把握機能と直接住民支援機能の強化が求められている。その中で、直接的に住民の福祉ニーズを把握し、サービスの開発提供を行うための具体的なアプローチ手法を習得することにより、地域に根ざした活動を展開する市町村社会福祉協議会職員の人材養成を行う。 				
対応の方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村社会福祉協議会職員を対象に、研修内容は、先駆的取り組みの事例検討やケース検討等の演習を中心に構成し、先駆的活動を展開する社協など関係機関の協力を得て具体的な取り組みを研修する。 ○ 研修は、通年で開催し、県社協が研修を主催し、支援する。 ○ 受講は、原則、1年間とする。 				
年度別計画	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">地域に根ざした活動展開する人材の養成目標</div> 事業の検討 関係機関との連携 研修の実施 35人			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">人材の養成結果の検証</div> 研修内容の取組状況の調査・訪問 県内の研修後の地域での取組状況の視察	
摘要					

- 日中地域にいない生産年齢層に替わり、地域防災の一翼を担う中・高生防災ボランティアの育成と組織化を図ります。

事業名	中高生防災ボランティア育成プロジェクト（新規）		財源区分	県補助金	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日中地域にいない生産年齢層に替わり、地域防災の一翼を担う中・高生防災ボランティアの育成と組織化を図る。 				
行動の目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「地域を育む福祉教育推進モデル事業」実施市町村社協が取り組む共通メニューとして実施 				
対応の方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成20年度に全てのモデル市町村社協が作成に取り組んだ「地域安全マップ」を活用し、中高生の防災ボランティア育成、組織化を進める。 ○ 事業実施市町村社協の取り組みへの情報提供支援を行う。 ○ 中高生の防災ボランティア育成、組織化に併せ、保護者の地域課題の気付き、活動参画を進め、地域で育む福祉教育に結び付ける。 				
年度別計画	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	■プログラムメニューの提示 モデル社協での実施4箇所	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">モデル社協での実施4箇所</div>			<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">モデル社協での実施4箇所</div>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">モデル市町村への情報提供支援</div>				

摘要					

- 地域の高齢者が認知症についての正しい理解を持ち、認知症の人や家族を温かく見守り、必要に応じて手助けする応援者になれるよう、ふれあいサロン利用者の認知症サポーター養成研修受講を進めます。

事業名	サロンde 認知症サポーター10,000人養成大作戦！！（新規）		財源区分	自主財源	
事業の目標	○ 県内ふれあいサロン利用者の認知症サポーター養成を進める。				
行動の目標	○ 県内 1,225 箇所のふれあい・いきいきサロン利用者の認知症サポーター養成を進める。				
対応の方向	○ 認知症サポーター養成研修の概要と受講方法、各市町村受付窓口の連絡先を記載したチラシを作成して各市町村社協に配布し、市町村社協ボランティアセンターが仲介役となり、ふれあいサロン実施メニューのひとつとして、サロン利用者の受講を進める。				
年度別計画	平成 2 1 年度	2 2 年度	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度
	<ul style="list-style-type: none"> ■啓発チラシ作成 ■チラシを活用し各市町村社協を通じた各サロンへの情報提供 ■各市町村受付窓口への協力依頼 				
	新規養成 2,000 人				
	(2,000 人増) 新規養成 4,000 人				
	(2,000 人増) 新規養成 6,000 人				
	(2,000 人増) 新規養成 8,000 人				
	(2,000 人増) 新規養成 10,000 人				
摘要					



- ボランティア・市民活動センターにおいては、新たにボランティア活動を推進するために、企業協賛金を募るなどにより、県内スノーバスターズ活動等に中高生を中心とした若年層の参加を促進めます。

事業名	21世紀スノーバスターズプロジェクト (新規)		財源区分	自主財源、民間資金、協賛金、ボランティア活動推進に活用できる指定寄付金	
事業の目標	○ 県内スノーバスターズ活動に中高生を中心とした若年層の参加を促進する。				
行動の目標	○ 県内スノーバスターズ活動への中高生の参加促進 (5年間で、県内で降雪の少ない地域などからの中高生5千人参加増強を目標)				
対応の方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中高生の興味・関心を惹きつける新キャラクターロゴの作成 ○ プロジェクト運営のための企業協賛金提供の推進 ○ 新キャラクターを用いたステッカー、ユニフォームの作成(ステッカー、ユニフォームには協賛企業名を名入れ) ○ スノーバスターズ活動が冬季の福祉教育体験の定番となるよう、各スノーバスターズによる地元以外の除雪ボランティア(小学校高学年～高校生)受け入れの推進(受け入れ費用の一部を助成) ○ スノーバスターズに参加しているボランティアと社協を取り上げるテレビ番組を制作。番組は録画し、児童生徒用の福祉教育視聴覚機材としての活用を図る。 ○ 県内スノーバスターズで除雪活動に携わったボランティアの様子を撮影し、スノーバスターズ活動パネル展を開催。児童生徒の啓発用に県内各学校へのパネル貸出も行い、活動の参加促進を促す一助とする。 				
年度別計画	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	毎年度1,000人程度の参加を見込み、延べ5,000人を目標！！				
	1,000人				
	(1,000人増) 2,000人				
	(1,000人増) 3,000人				
	(1,000人増) 4,000人				
	(1,000人増) 5,000人				
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県内で降雪の少ない地域の中生の活動への参加・派遣推進 ○ 消防、防災関係者との連携推進による協力体制の確立 ○ スノーバスターズ活動を紹介するテレビ番組制作の企画・提案 ○ スノーバスターズ活動パネル展の開催 				
	摘要				



- 工業高校生徒による車いす修理を通して、福祉教育の普及やアジア諸国との国際交流など高校生ボランティア活動を推進します。

事業名	いわて車いすフレンズ活動事業				財源区分	自主財源
事業の目標	○ 県内工業高校生徒、大学生による「ものづくり」を生かした国際的なボランティア活動を推進する。					
行動の目標	○ 「ものづくり」、「福祉教育」、「国際支援活動」、「国際交流」を同時並行で推進できるボランティア活動を推進する。					
対応の方向	○ 工業高校生徒等による車いすを修理してアジア諸国に贈る活動の推進を図る。 ○ 高校生によるアジアの福祉施設訪問と地元高校生との車いす修理活動等の交流活動を支援する。 ○ これら活動を支える仕組みづくりを行う。					
年度別計画	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
	参加校数					
	11校	11校	11校	11校	11校	
	寄贈車いす数					
	50台	50台	50台	50台	50台	
アジア諸国への高校生等の派遣支援						
摘要						

- 小学校及び中学校の教諭の普通免許状取得希望者に対して、社会福祉施設等での受入れ調整を行います。

事業名	介護等体験受入調整事業				財源区分	自主財源
事業の目標	○ 小学校及び中学校の教諭の普通免許状の取得希望者に対し社会福祉施設等を紹介し、教員の資質向上及び学校教育の一層の充実を図る。					
行動の目標	○ 介護等体験受入調整機関として、体験希望者と社会福祉施設等に対する情報提供及び調整を行う。					
対応の方向	○ 体験希望者数に応じた社会福祉施設等を確保するとともに、大学や施設等と連携を図り円滑な事業の実施に努める。					
年度別計画	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
	介護等体験希望者					
	530名	515名	500名	485名	470名	
	社会福祉施設等					
	70施設	70施設	70施設	70施設	70施設	
摘要						

6 地域福祉を実現するための活動基盤の強化

- 環境変化に柔軟に対応できる県社協組織と機能性と効率性を兼ね備えた事務局体制を構築します。

事業名	県社協組織強化対策事業				財源区分	自主財源
事業の目標	○ 環境変化に柔軟に対応できる県社協組織と機能性と効率性を兼ね備えた事務局体制を構築する。					
行動の目標	○ 見直しにおいては、①コスト削減、②官と民との適切な役割分担と協働の推進、③職員の意識改革と資質の向上の3つの視点で検討する。					
対応の方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 局内に検討のための「担当チーム」を発足させる。 ○ 現行の課題や非効率性などを整理する。 ○ 3つの視点を基本に見直し作業を行う。 ○ 補助金等の財源との整合性について調整する。 ○ 職員の意識改革等により、組織強化を図る。 ○ 局内ネットワークを進化させ、情報の共有を推進する。 					
年度別計画	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
	職員意識改革・資質向上					
摘要						

- 岩手県内の地域福祉をめぐる多様な課題やそのあり方などについて、県立大学や関係団体等と研究協議し、地域福祉推進のシンクタンクとしての機能強化を図ります。

事業名	いわて地域福祉開発研究事業				財源区分	自主財源
事業の目標	○ 岩手県内の地域福祉をめぐる多様な課題について情報交換、研究協議を通じて地域福祉の充実に寄与する。					
行動の目標	○ 地域福祉に関心のある個人、団体の自由参加による研究・協議等を行い、地域福祉のあり様などの提言を行う。					
対応の方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幹事会の設置・運営 県立大学社会福祉学部、県保健福祉部、県社協の三者で構成 ○ 専門部会活動 特定の地域福祉課題毎に専門部会を設置する。 					
年度別計画	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
	研究会の設置・運営					
	【テーマ】 時々の課題 適宜設定する	同左	同左	同左	同左	
摘要						

- 持続可能な県社協財政を確立し、環境変化に柔軟に対応できる組織と機能性と効率性を兼ね備えた事務局体制づくりを推進します。

事業名	県社協財政基盤強化事業	財源区分	自主財源
-----	-------------	------	------

事業の目標	○ 持続可能な県社会福祉協議会財政を確立するため、財政基盤の整備と自立に向けた方向付けを行う。				
行動の目標	財政運営上の課題に正面から対峙する。 ① 情報の公開と説明責任を果たす。 ② 地域福祉の向上を目指す。 ③ 財政基盤を整備する。				
対応の方向	将来の地域福祉を展望した県社協の財政的自立を目指す。 ① 財政状況を精査する。 ② 多様な財源を調達し、財源的自立に努める。 ③ 事業の重点化を行い、事業の効率化に努める。 ④ サービス水準を維持しつつ、支出の縮減に努める。 ⑤ 情報公開を推進し、透明性の高い財政運営に努める。				
年度別計画	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	経費節減計画				
事業開始から4年をメドとし、経費節減を実施する。事業規模、期間などに応じ、適宜見直しを図る。					
摘要					

- 最新の福祉の動向、先駆的・先進的な事例やボランティア活動情報など地域に密着した情報、多様な福祉ニーズに応える情報を発信し、事業者や関係団体に限らず広く県民からも信頼される機関誌やIT機器を活用した情報発信機能を強化します。

事業名	機関誌「パートナー」発行业		財源区分	自主財源等	
事業の目標	○ 社会福祉に関する情報、地域生活の役立つ情報の提供を行う。				
行動の目標	○ 最新の福祉の動向を分かりやすく情報発信する。				
対応の方向	○ 多様な福祉ニーズに応える誌面構成とする。 ○ 先駆的・先進的な事例やボランティア活動情報など地域に密着した情報を発信して福祉に関する意識の醸成を図る。 ○ 法人の情報公開を推進する。				
年度別計画	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	機関誌「パートナー」の発刊				
年11回発行 5,000部	年11回発行 5,000部	年11回発行 5,000部	年11回発行 5,000部	年11回発行 5,000部	
摘要					

事業名	ホームページ・情報発信運用事業		財源区分	自主財源等	
事業の目標	○ 本会事業等の理解の促進に努める。				
行動の目標	○ リアルタイムでの情報提供とユニバーサルデザインをモットーにホームページの運用を図る。 ○ 県社協事業経営の透明性の確保のため、情報を公表する。 ○ ふれあいランド岩手利用者のため、イベントや教室、施設の空き状況の情報を提供する。				

対応の方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県民が利用しやすく、高齢者や障害者等の利用にも配慮したユニバーサルデザインにも適した内容とする。 ○ 災害速報など、情報の高度化を推進する。 ○ 事業評価や財務状況等を掲載し県民に公表する。 ○ 県民の意見・提言をいただく仕組みとする。 				
年度別計画	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">誰もがアクセスし、利用しやすいユニバーサルデザインの理念に基づいたホームページ</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">県社協事業経営状況の公表。 ふれあいランド岩手の事業・施設案内情報。</div>				
摘要					

- ふれあいランド岩手指定管理者として、的確な管理計画の実施と適正な運営体制の確保に努め、利用者本位の視点に立った管理運営を行うとともに、施設利用の促進と利用者に対するサービスの向上を図ります。

事業名	ふれあいランド岩手指定管理運営事業		財源区分	施設利用料 指定管理料																								
事業の目標	○ 障がい者・高齢者等を含めたすべての県民が、スポーツ・レクリエーション活動及び文化活動を通じて、相互交流を行い、誰もが健やかに生活できる地域社会を実現する。																											
行動の目標	① 管理責任能力の向上 ② 接客スキルの向上 ③ 障がい者や高齢者のふれあい事業の充実 ④ 親と子のふれあい機会の創出																											
対応の方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者の要望を発想の原点として、より一層利用者の視点に立ったサービスの提供・技術の向上に努める。 ○ スポーツ・文化事業を通じて、障がい者や高齢者等の全ての県民の相互理解と交流の活発化を促進する。 																											
年度別計画	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度																							
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">利用者総数 3,000,000人達成まであと128,533人（平成21年1月現在） 年齢や障がいを超えて、愛され、利用される施設</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">300万人</div> <div style="flex-grow: 1; border-bottom: 1px solid blue; position: relative;"> <div style="position: absolute; right: 0; top: -10px; border-left: 1px solid blue; border-right: 1px solid blue; border-bottom: 1px solid blue; width: 20px; height: 10px;"></div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">400万人達成</div> </div> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">総利用見込</td> <td style="width: 15%; padding: 5px;">230,000人</td> <td style="width: 15%; padding: 5px;">232,500人</td> <td style="width: 15%; padding: 5px;">235,000人</td> <td style="width: 15%; padding: 5px;"></td> <td style="width: 15%; padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">一般（学生含む）</td> <td style="padding: 5px;">129,000人</td> <td style="padding: 5px;">130,000人</td> <td style="padding: 5px;">131,000人</td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">高齢者・障がい者</td> <td style="padding: 5px;">89,000人</td> <td style="padding: 5px;">90,500人</td> <td style="padding: 5px;">92,000人</td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">その他</td> <td style="padding: 5px;">12,000人</td> <td style="padding: 5px;">12,000人</td> <td style="padding: 5px;">12,000人</td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin-top: 10px; width: fit-content; text-align: center;"> ・ノーマライゼーション理念の浸透 ・各種教室・事業開催 </div> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin-top: 10px; width: fit-content; text-align: center;"> 第3期（H24～）指定管理者を目指す </div>					総利用見込	230,000人	232,500人	235,000人			一般（学生含む）	129,000人	130,000人	131,000人			高齢者・障がい者	89,000人	90,500人	92,000人			その他	12,000人	12,000人	12,000人	
総利用見込	230,000人	232,500人	235,000人																									
一般（学生含む）	129,000人	130,000人	131,000人																									
高齢者・障がい者	89,000人	90,500人	92,000人																									
その他	12,000人	12,000人	12,000人																									
摘要	指定管理 第1期：H18年度～H20年度 第2期：H21年度～H23年度 「その他」の利用者は、介護者、幼児、ボランティアなどです。																											

1 県社協の活動根拠

社会福祉法第110条の規定

「都道府県の区域において、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体である。」

社会福祉法人岩手県社会福祉協議会定款

「この法人は、岩手県において地域福祉の推進を図ることを目的とする。」

2 県社協の役割

(1) 社会福祉法第110条の規定

ア 広域的な見地から行うことが適当なもの

- ・ 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ・ 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ・ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- ・ 以上の事業ほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

イ 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修

ウ 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言

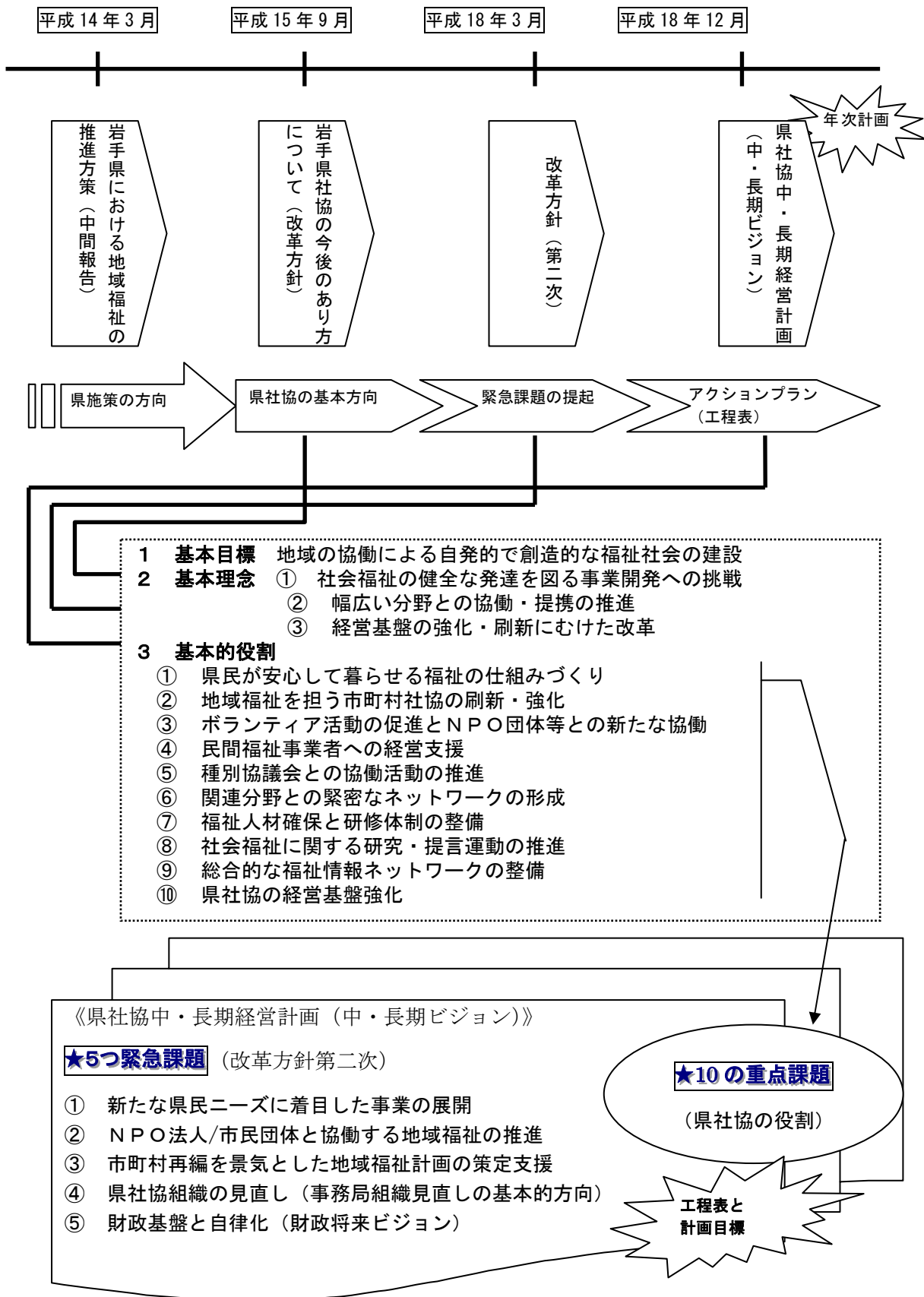
エ 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整

(2) 定款に掲げる目的、経営の原則、事業

根拠	社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会定款
目的	社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達および社会福祉に関する活動の活発化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。
経営の原則	社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。
事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 4 社会福祉を目的とする事業を経営する者への支援に関する事業 5 上記1から3までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 6 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成および研修 7 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導助言 8 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整 9 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との調整 10 共同募金事業への協力 11 岩手県福祉人材センター業務の実施 12 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業） 13 生活福祉資金貸付事業 14 ボランティア活動の振興 15 社会福祉事業従事者の福利増進に関する事業 16 福祉サービス第三者評価事業 17 介護サービス情報の公表に係る指定調査機関事業 18 その他この法人の目的達成のため必要な事業

4 これまでの県社協の計画

(1) 県社協中・長期経営計画（中・長期ビジョン）による活動の推進



(2) 中・長期ビジョンの総括

県社協中・長期ビジョン（平成 18 年度～平成 20 年度）は、次のとおり総括しています。

詳細は、平成 20 年 12 月 19 日開催の第 2 回県社協理事会に「岩手県社会福祉協議会中・長期経営計画総括報告書」として報告しています。

県社協中・長期経営計画の進捗状況について

（岩手県社会福祉協議会中・長期経営計画総括報告書の 1 ページ「中・長期ビジョンの総括」より）

1 中期事業計画について

(1) 5つの緊急課題について

- 緊急課題に対しては、新たな県民ニーズに着目した各事業については、ほぼ計画に即して事業展開しており、特に、日常生活自立支援事業やいきいきサロンは県民生活を支える仕組みとして飛躍的に利用者を伸ばし、県民生活に欠かせない支え合いの仕組みになっています。
今後、さらに事業の拡充や地域の創意工夫による展開を図っていく必要があります。
- NPO 法人等との協働による地域福祉の展開については、モデル的展開に止まっており、新たな支え合いを創出するコミュニティソーシャルワーカーの育成が重要に課題になっています。
- 県社協組織の見直しについては、ビジョン策定後の県の福祉研修制度の見直しに対応した組織見直しの実施、財政将来ビジョンについても退職者の不補充による人件費の圧縮や事務費の節約などにより、概ね、計画以上の成果をあげていると評価できます。

(2) 10の重点課題について

- 県民が安心して暮らせる福祉の仕組みづくりについては、国庫補助を得て県立大学、秋田県社協、青森県社協等との協働による見守りシステム研究開発に取り組んでおり、ビジョン最終年の大きな成果と考えています。
次年度以降に成果を展開できるよう推進を図る必要があります。
- その他の事業も目標に向けて展開しており、概ね計画に即した成果をあげているところであるが、市町村地域福祉計画及び市町村社協活動計画策定などについては成果があがっていないものも見られ、市町村社協等への指導のあり方について見直す必要があります。

2 事務局組織見直し及び県社協財政将来ビジョンについて

- 計画期間は、平成 22 年度までであるが、上述したように概ね成果が得られていると評価できます。
- 県社協の組織及び財政については、一応の見直しを行ったところであり、本来的には実施する事業計画と表裏一体のものであるべきことから、計画の見直しを機に一体的（計画期間を一致させる）なものとすることが適当と判断されます。

3 総括

- 県社協は、平成 18 年度に策定した「県社協中・長期ビジョン」を基本に活動し、設定した目標に達していないものもありますが、本県の地域福祉の進展には一定の貢献をしたものと評価できます。
- しかしながら、策定時以降も社会経済情勢や地域が変化しており、制度の見直しや県行政計画の見直し等にも対応し、県社協活動計画の見直しを行い、「地域福祉を推進し、だれもが住み慣れた家庭や地域で、共に支えあい、自分らしく、安心して生活することができる福祉社会の実現」に、より積極的に組織力の向上を図り取り組んでいく必要があります。

5 県社協計画の見直し

(1) スケジュール

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
総合企画委員会	方針検討 (第1回)		理念等検討 (第2回)	中間案まとめ (第3回)	(パブ・コメ)		最終案まとめ (第4回)
理事会	—	方針の審議	—	中間案審議	—	—	最終案審議

ア 市町村社会福祉協議会個別課題等調査実施要領

1 趣旨

本調査は、県内各市町村社会福祉協議会が抱えている課題や県社協への期待を把握し、県社協中長期ビジョン事業計画の見直しに反映させ、県社協による市町村社協支援をより効果的なものにするを目的に実施します。

2 実施主体

岩手県社会福祉協議会

3 調査対象

県内各市町村社会福祉協議会

4 調査方法

- (1) 調査票を各市町村社会福祉協議会に送付して実施することとします。
各市町村社会福祉協議会には郵送のほか、電子メールでも送信いたします。
- (2) 調査結果は、県社協中長期ビジョン事業計画の見直しに反映させるとともに、結果概要を各市町村社会福祉協議会に報告いたします。
また、1月開催予定の「第2回市町村社協役員セミナー」資料としても活用させていただきます。

5 調査時期

- (1) 調査時点 平成20年11月4日現在
- (2) 締切 平成20年11月28日(金)

イ パブリック・コメント

岩手県社会福祉協議会活動計画 2009—2013(仮称) (中間まとめ)に係るパブリック・コメント実施要領

2009年1月28日

県民の皆様からご意見を募集します！！

岩手県社会福祉協議会では、平成20年度で「県社協中・長期ビジョン」における中期事業計画が最終年度になることから、県社協を取り巻く情勢等を踏まえ、これまでの県社協の活動計画の達成状況等を分析・評価し、平成21年度以降の新たな活動計画を策定することとし、このほど「岩手県社会福祉協議会活動計画 2009—2013(仮称) (中間まとめ)」を取りまとめたところです。

つきましては、望ましい岩手県社会福祉協議会の活動計画について、広く県民の皆様からご意見を募集します。

1 パブリック・コメント

(1) 募集期間

・平成21年1月28日(水)～平成21年2月20日(金)

(2) ご意見の提出方法

- ・お住まいの市町村名と氏名（又は団体名など）を明記のうえ、提出してください。
- ・様式は自由としますが、どの項目についてのご意見であるか分かるように、意見の冒頭には、「〇〇ページの〇〇について・・・・・・・・」などのように、関連する箇所を明示し、意見を記載してください。
- ・意見の記載は、具体的で簡潔なものにしてください。
- ・郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出してください。（電話でのご意見の募集は行いません。）

(3) 提出先及びお問い合わせ先

- ・担当：岩手県社会福祉協議会総務課
- ・住所：〒020-0831 盛岡市三本柳8地割1番3（ふれあいランド岩手内）
- ・電話の場合：019-637-4466
- ・ファクシミリの場合：019-637-4255
- ・電子メールの場合：soumuka@iwate-shakyo.or.jp

(4) 資料の入手方法

- ・当ホームページからダウンロード
- ・岩手県社会福祉協議会総務課（ふれあいランド岩手1階）

2 ご意見の取扱い

- 提出いただいたご意見については、県社協の活動計画や事業の参考にいたします。
- お寄せいただいたご意見については、県社協の考え方を付して、全体をとりまとめたうえで、公表いたします。
- 類似するご意見については、集約させていただきます。
- 公表にあたっては、ご意見をお寄せいただいた方のご氏名は公表いたしません。

(2) 計画見直し組織

ア 総合企画委員会

総合企画委員会運営要領

平成13年10月9日制定
平成15年2月18日一部改正
平成17年1月25日一部改正
平成18年4月1日一部改正

(趣旨)

第1条 この要領は、社会福祉法人岩手県社会福祉協議会部会及び協議会並びに委員会規程第7条第1号に定める、総合企画委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の性格)

第2条 委員会は、所掌事項に関して本会会長の諮問に答え、又は、意見具申をする。

(委員会の所掌事項)

第3条 委員会は、概ね次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 社会福祉協議会の組織基盤強化に関すること
- (2) 地域福祉活動計画に関すること
- (3) 地域福祉対策に関すること
- (4) その他本会会長が、特に必要と認め、諮問する事項に関すること

(委員の定数)

第4条 委員会は、委員10名以内をもって組織する。

(委員会委員の構成等)

第5条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、本会会長が委嘱する。

- (1) 社会福祉協議会の役職員
- (2) 社会福祉施設の役職員
- (3) 民生委員・児童委員
- (4) ボランティア関係者
- (5) 社会福祉団体の関係者
- (6) 学識経験者

(委員の任期)

- 第6条 委員会委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 2 欠員により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 (委員長等)
- 第7条 委員会に、委員長1名、副委員長1名を置き、委員の互選とする。
 (1) 委員長は、会務を統括し、会議の議長となる。
 (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
 (会議)
- 第8条 委員会の会議は、本会会長が招集する。
 2 委員会は、委員総数の3分の2以上の出席がなければ、これを開き決定することができない。
 3 会議の議事は、委員総数の過半数で決定し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
 4 本会会長は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
 (作業委員会)
- 第9条 委員会の所掌事項に関し、予備的な調査検討を行うため、作業委員会を置くことができる。
 2 作業委員会の委員は、第5条に掲げる者のうちから、本会会長が委嘱する。
 3 作業委員会に、委員の互選により委員長1名を置く。
 4 作業委員会は、本会事務局長が招集する。
 5 作業委員会の委員長は、会務を統括し、委員会の議長となる。
 6 作業委員会委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
 (庶務)
- 第10条 委員会並びに作業委員会の庶務は、本会事務局総務課が処理する。
 (その他)
- 第11条 この要領の定めのない事項については、本会会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成13年10月9日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成15年2月18日から施行する。
 2 この委員会の委員の任期は、第6条第1項の規定にかかわらず、平成16年4月30日までとする。

附 則

- 1 この要領は、平成17年1月25日から施行する。
 2 この委員会の委員の任期は、第6条第1項の規定にかかわらず、平成18年4月14日までとする。

附 則

- 1 この要領は、平成18年4月1日から施行する。

岩手県社会福祉協議会 総合企画委員会 委員名簿

任期：平成20年9月1日～平成22年8月31日

No.	所 属	氏 名	役 職 名
1	社会福祉協議会役職員	桑 島 博	岩手県社協市町村社会福祉協議会部会 会長
2	社会福祉施設役職員	※橋 本 行 男	岩手県社協社会福祉法人経営者協議会 会長
3	民生委員・児童委員	熊 谷 徳 雄	岩手県民生委員児童委員協議会 会長
4	ボランティア関係者	門 脇 生 男	岩手県ボランティア団体連絡協議会 会長
5	社会福祉団体の役職員	長 谷 川 忠 久	岩手県身体障害者福祉協会 会長
6	社会福祉団体の役職員	宮 崎 道 夫	岩手県老人クラブ連合会 常務理事
7	学識経験者	大 西 れ い 子	ヒット・ビジネスコンサルティング 代表
8	学識経験者	三 田 地 宣 子	岩手大学名誉教授 (県社協理事)
9	学識経験者	藤 原 健 一	岩手県社会福祉協議会 専務理事

(注) ※は総合企画委員会委員長

イ 県社協の内部検討組織

「県社協ビジョン・マネジメント会議」及び「県社協ビジョン・ワーキングチーム」設置要領

1 目的

この要領は、岩手県社会福祉協議会の基本目標・基本理念及び改革方針等を定めている「岩手県社協の今後のあり方について（平成15年9月第1次改革方針及び平成18年3月第2次改革方針策定）」及び「岩手県社会福祉協議会中・長期経営計画書（平成18年12月策定）」について、計画期間の到来等を踏まえ、これら一連のあり方及び計画（以下「県社協ビジョン」という。）に関する見直しを検討する県社協事務局内部組織の設置に関し、必要な事項を定め、円滑な検討及び効率的かつ効果的な作業の推進を図ることを目的とする。

2 内部組織

内部組織は、統括的な役割を担う「県社協ビジョン・マネジメント会議」（以下「マネジメント会議」という。）及び基礎的作業を担う「県社協ビジョン・ワーキングチーム」（以下「ワーキングチーム」という。）とする。

3 マネジメント会議

(1) 所掌事項

- ア ワーキングチームが調査及び検討すべき事項等の統括に関すること
- イ 総合企画委員会及び理事会の協議事項に関すること
- ウ その他、必要な事項に関すること

(2) 構成員

構成員は、別表1のとおりする。

(3) 議長及び書記

- ア 会議に議長及び書記を置く。
- イ 議長には専務理事兼事務局長、また書記には総務課長が当たるものとする。

(4) 会議

- ア 会議は、議長が招集する。
- イ 会議は、必要に応じて構成員以外の職員の出席を求めることができるものとする。

4 ワーキングチーム

(1) 所掌事項

- ア 県社協ビジョン検討に必要な基礎的な作業に関すること
- イ 新たな県社協ビジョン策定を行う場合は、策定に必要な基礎的作業に関すること
- ウ その他、マネジメント会議が指示した事項に関すること

(2) 構成員

構成員は、別表2のとおりとする

(3) 座長及び書記

- ア 会議に座長及び書記を置く。
- イ 座長には事務局次長、また書記には総務課長が当たるものとする。

(4) 会議

- ア 会議は、座長が招集する。
- イ 会議は、必要に応じて構成員以外の職員の出席を求めることができるものとする。

5 検討スケジュール

検討スケジュールは、別表3のとおりとする。

6 その他

この要領に定めのない事項は、マネジメント会議又はワーキングチームにおいて協議するものとする。

この要項は、平成20年8月1日から施行する。

(別表1)

マネジメント会議構成員

職名	氏名	摘要	職名	氏名	摘要
専務理事兼事務局長	藤原 健一	議長	地域福祉企画課長	根田 秋雄	
事務局次長	小田原照雄		福祉経営支援課長	右京 昌久	
事務局次長兼館長	渡辺 主喜		福祉人材研修課長	畠山 泰彦	
総務課長	宇土沢 学	書記			

(別表2)

ワーキングチーム構成員

職名	氏名	摘要	職名	氏名	摘要
事務局次長	小田原照雄	座長	主査	玉山美紀枝	
総務課長	宇土沢 学	書記	主査	田山 俊悦	
主任主査	佐藤 尚樹		主査	中村恵美子	
主任主査兼所長	齊藤 穰		主査	西川 義之	
主任主査	星 拓史		主任スポーツ指導員	松館 暁敦	